

第7節 生活環境の保全

1 環境汚染の未然防止

大気、水、土壌等の環境の質を回復・保全し、市民が安全で、健康に暮らせるよう公害防止対策を強化するとともに、汚染物質等の排出の一層の低減と適正管理を図っていきます。

環境負荷の低減を図るために、公共事業や特定事業等の環境配慮を推進します。

環境管理システムの整備など、環境保全に配慮した事業所数を拡大します。

<実施事業等>

(1) 公害防止対策の強化

ア 公害監視の強化

公害を未然に防止するため、法令に基づき届出時の指導、立入調査結果に基づく指導等を行っています。

大気環境の保全	第2章・第7節・2	} 参照
水環境の保全	第2章・第7節・3	
音環境の保全	第2章・第7節・4	

イ 検査施設の充実

環境基準や排水基準に係る検査を迅速かつ精度良く行うために、検査工程の改善や効率化を行い、検査精度の維持・向上を図っています。また、中核市移行により食品検査体制が整備され、新たな検査装置が導入されたことで、新たに対応可能となった環境検査項目についても、検査体制の充実を図っています。⁽¹⁶⁾

(2) 特定事業等の環境配慮の推進

ア 特定事業等の事前協議等

「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」では、生活環境を阻害するおそれのある事業を「特定事業」または「大規模建設等事業」と定め、これら事業を行おうとする者は、環境保全の配慮について、予め市長と協議等を行うこととしています。

特定事業は、①土地区画形質を変更する事業 ②生活環境を阻害するおそれのある事業 ③中高層建築物の新築等に係る事業のうち一定規模以上のものであり、大規模建設等事業は土地区画整理事業や市街地再開発事業、大規模小売店舗等の建設事業です。

生活環境を阻害するおそれのある事業に係る事前協議の状況は次のとおりです。⁽²²⁾

生活環境影響事業の事前協議件数

事業の種類	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
物品の販売業を営むための店舗	1	5	5	5	1
病院	1	0	2	0	0
工場又は作業場	10	14	10	8	5
駐車場又は自動車ターミナル	0	0	0	0	0
倉庫	0	0	0	1	0
資材置場	0	0	0	0	1
給油取扱所	5	5	0	0	0
ホーリング場、スケート場、スイングール、ゴルフ練習場その他これらに類するもの	0	1	0	0	0
パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンターその他これらに類するもの	3	0	0	0	0
飲食店又は喫茶店	7	5	2	10	6
牛、馬、豚、猪、鶏を飼育する施設	0	0	0	0	0
合計	27	30	19	24	13

(注) 平成 17 年度までは、旧志賀町域分を含まない。【制度の制定なし】

(3) 環境保全協定の締結

天津市では、工場等からの水質汚濁や大気汚染、騒音、振動等の公害防止対策をさらに進めるため、昭和 50 年代から大手製造業を中心とする 20 社と公害防止協定を締結してきました。

しかし、地球環境問題などの公害以外の環境問題への対応は、規制に馴染まない点もあり、事業者による自主的な取り組みが重要となっています。

このため、それまでの公害防止協定に代えて、環境管理体制の整備や環境負荷の低減、資源循環などの総合的な環境保全活動の推進を盛り込んだ環境保全協定を「天津市生活環境の保全と増進に関する条例」の規定に基づき平成 12 年度より締結しています。

平成 21 年度末現在、有効締結事業所数は 62 事業所で、本協定に基づく環境保全の取り組みについて報告を受け、市ではホームページに掲載するなどして事業者の積極的な活動状況を周知しました。また、協定締結事業所における環境管理の推進を目的とした研修会の開催や情報提供を行ったほか、琵琶湖一斉清掃への参加の呼びかけを行い、多くの事業者がこれに参加しました。⁽²²⁾

環境保全協定締結事業所

平成 22 年 8 月末現在

事業所名	締結年月日
大津板紙株式会社 株式会社カネカ 滋賀工場 三洋電機株式会社 総務人事本部 滋賀総務人事センター 東洋紡績株式会社 総合研究所 東レエンジニアリング株式会社 滋賀事業場 東レ・オペロンテックス株式会社 滋賀事業場 東レ株式会社 滋賀事業場 東レ株式会社 瀬田工場 日本精工株式会社 大津工場 日本電気硝子株式会社 大津事業場 ルネサス関西セミコンダクタ株式会社 滋賀工場	平成 12 年 11 月 15 日
近江鍛工株式会社本社工場 近江電子工業株式会社 大津電機工業株式会社 関西ティーイーケー株式会社 株式会社近畿分析センター 湖国精工株式会社 株式会社島津製作所瀬田事業所 島津プレシジョンテクノロジー株式会社 島津メクテム株式会社 新生化学工業株式会社 タカラバイオ株式会社 東レエンジニアリング株式会社瀬田工場 日伸工業株式会社 日本黒鉛工業株式会社 日本電気株式会社関西デバイス研究所 日本電産キョーリ株式会社 日本酪農協同株式会社滋賀工場 株式会社ビッツ 宮川印刷株式会社	平成 13 年 2 月 26 日
イオンリテール株式会社ジャスコ西大津店 株式会社関西アーバン銀行 株式会社滋賀銀行 生活協同組合コープしが 合同会社西友大津店 株式会社そごう・西武 西武大津店 株式会社瀬田アーバンホテル 西日本電信電話株式会社滋賀支店 株式会社琵琶湖グランドホテル 株式会社琵琶湖ホテル 琵琶湖リゾートホテル株式会社旅亭紅葉	平成 13 年 10 月 25 日
株式会社暁精工所 エヌワイ工業株式会社 東レテクノ株式会社 東レ・プレシジョン株式会社 株式会社平和堂	平成 15 年 2 月 25 日
京阪電気鉄道株式会社大津鉄道事業部 株式会社クリスタル光学 江州計器工業株式会社 湖南精工株式会社 西武ゴルフ株式会社大津プリンスホテル 株式会社東レリサーチセンター	平成 16 年 3 月 26 日
井筒食品株式会社 納谷塗装工業株式会社 洛東化成工業株式会社	平成 17 年 3 月 24 日
江若交通株式会社 寿木材工業株式会社 ゼオンポリミクス株式会社大津事業所 株式会社パルコ大津店	平成 18 年 3 月 27 日
株式会社国華荘びわ湖花街道 株式会社緑水亭びわこ緑水亭	平成 19 年 3 月 28 日
株式会社きくのや	平成 20 年 3 月 28 日

(4) 事業者の環境管理（マネジメント）システムの整備の推進

地球環境問題を中心とした今日の環境問題に対応するには、事業者も活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らすため、自主的かつ積極的に環境保全の取り組みを進めていくことが求められます。環境マネジメントシステムは、そのための有効なツールであり、事業者の自主的判断により取り組まれています。

ア ISO14001 認証取得

環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001は、システムを構築した場合、そのことを自ら宣言するか、あるいは外部の機関に証明してもらう（第三者認証）ことが可能です。平成22年4月末現在の天津市内の認証取得数は、55件となっています。（日本適合性認定協会資料より）⁽²²⁾

イ 環境管理実施事業所

「天津市生活環境の保全と増進に関する条例」第107条に基づき、ISO14001の認証取得をしていること、排水水等の測定を行っていることなどの要件を満たしている事業所を「環境管理実施事業所」として認定し、公表するとともに、条例に規定する一部の手続きを軽減しています。⁽²²⁾

環境管理実施事業所認定事業所（五十音順）（平成22年8月末現在）

事業所の名称	所在地
株式会社カネカ滋賀工場	比叡辻二丁目1-1
東レ株式会社滋賀事業場	園山一丁目1-1
東レ株式会社瀬田工場	大江一丁目1-1
日本精工株式会社天津工場	晴嵐一丁目16-1
日本電気硝子株式会社天津事業場	晴嵐二丁目7-1
ルネサス関西セミコンダクタ株式会社滋賀工場	晴嵐二丁目9-1

(5) 公害苦情処理等の体制整備

最近の苦情は、市民の住環境に対する意識の高まりを反映して、都市生活に起因するものや感覚、心理的なものまで多様化してきており、いわゆる典型7公害(大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・土壌汚染・地盤沈下)のみならず雑草、ペットの飼育、害虫等々広範囲に及んでいます。

平成21年度の苦情件数は、227件(平成20年度は240件)でした。そのうち、典型7公害に係る苦情は99件(平成20年度は119件)で、その内訳は水質汚濁が約5割を占めました。以下、騒音、悪臭、大気汚染、振動の順で、土壌汚染、地盤沈下に係る苦情は寄せられていません。また、典型7公害以外の苦情は、そのほとんどが空地の管理に関するもの(雑草の繁茂等による生活環境上の支障)です。⁽²²⁾

公害苦情件数の推移

(注)平成18年度以降は、旧志賀町域を含む。

(件)

公害の種類	年度	年度									
		平成12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
大気汚染		19	13	12	10	14	25	18	12	14	14
水質汚濁		48	42	42	52	29	38	58	62	57	48
土壌汚染		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
騒音		36	24	28	22	18	28	36	27	26	20
振動		5	4	2	2	4	5	4	3	2	1
悪臭		14	12	10	14	16	25	16	15	20	16
典型7公害計		122	95	94	100	81	121	132	120	119	99
その他	典型7公害以外	2	2	3	2	4	11	5	8	7	2
	空地(雑草等)	95	85	111	80	113	122	187	104	114	126
合計		219	182	208	182	198	254	324	232	240	227

*件数は市が当該年度新規に受理したもので、1件の苦情内容が2つ以上の種類の公害にわたる場合は、主な公害の種類を1つとして計上している。

平成 21 年度の典型 7 公害の苦情件数を発生源別に見ると、建設業が最も多く、次いで製造業となっています。

公害の種類別・業種別苦情件数(典型7公害)

(平成21年度)(件)

公害の種類	発生源																				
	合計	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	水道業	電気・ガス・熱供給	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務	分類不能の産業
大気汚染	11	0	0	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0
水質汚濁	19	0	0	0	0	8	2	1	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	1	1	2
騒音	18	0	0	0	0	7	3	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	3	0	1	
振動	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
悪臭	7	0	0	0	0	0	3	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
その他	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	
合計	61	0	0	0	0	20	11	1	0	3	3	0	2	5	0	0	2	6	1	7	

*発生源が「会社・事業所」の苦情が対象

ア 苦情の処理体制及び処理状況

公害苦情の申立や相談については、公害主管課が窓口となって行うほか、市民相談担当課等を経由して受理するケースもあります。

苦情を受理すると早急に現地調査等を実施し、状況の把握、原因の特定、規制基準の適否確認などを行った後、発生源に対し改善指導や助言を行っています。しかし、調査の結果、法的規制を受けないものや規制基準内の場合もあり、苦情処理に当たっては、双方の言い分を聞きながら解決に努めています。中には、過去からの感情的なもつれや、いきさつが内在しているケースで、行政としての対応に苦慮したり、解決に時間を要するものや、苦情者が納得できる解決に至らないこともあります。⁽²²⁾

典型 7 公害以外の苦情は、そのほとんどが空地の管理に関するもの(雑草の繁茂等による生活環境上の支障)で、これについては土地所有者若しくは管理者に対して文書による刈り取り指導等を行っています。⁽²²⁾

また、廃棄物関係については、平成 16 年 1 月から、不法投棄や散在性ごみなどに対する苦情等の事務処理作業の迅速化・的確化・効率化及び経費の削減を図るため、電話受付を行う「ごみコールセンター」と地図情報システムを連携した「廃棄物収集情報管理システム」を運用しています。平成 21 年度の廃棄物関係苦情受付件数は、野焼き 8 件、放置自転車 3 件、不法投棄 62 件、その他 148 件でした。⁽²³⁾

2 大気環境の保全

自動車の増加にともない排気ガス等が大気汚染に大きな影響を及ぼしていることから、環境負荷の少ない公共交通機関の利便性向上や自転車利用の促進、国、県等との連携による広域的な交通対策を推進します。

工場・事業場の事業活動による大気環境の悪化を防止するため、調査、監視、指導体制を維持・強化します。

工場・事業場や畜産業からの悪臭対策を推進します。

(1) 大気汚染防止対策の推進

< 現況 >

大気汚染は、工場・事業場等の固定発生源や自動車等の移動発生源で発生する汚染物質の排出に起因し、汚染濃度が高くなると人の健康および生活に有害な影響を及ぼします。

本市は、概して大きな固定発生源もなく、山地と琵琶湖に挟まれた地形であるため、大気汚染の状況は全般に良好であり、各汚染物質の経年変化は近年横ばいで推移しています。しかし、交通の要衝であることから局所的には移動発生源の影響が見られ、幹線道路沿線の大気汚染の把握は、重要な課題となっています。

< 実施事業等 >

(1) - 大気環境監視局の適正配置等による監視・測定体制の整備

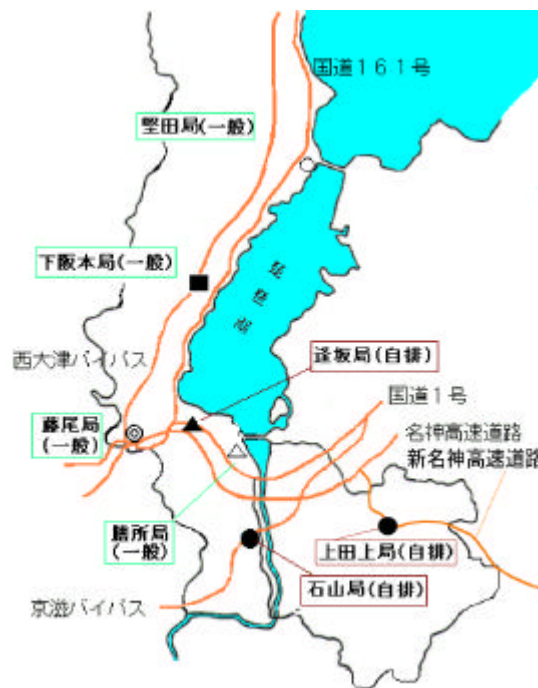
ア 大気環境監視局における調査

大津市では大気汚染防止法第22条に基づき、昭和49年より大津市域の大気汚染状況を把握するため大気汚染常時監視測定局を設置し、昭和63年にはテレメータシステムの導入により中央局による常時監視を実施しています。

現在、一般環境測定局4箇所、自動車排ガス測定局3箇所の計7箇所の測定局で常時監視を継続して行っています。(22)

平成21年度の更新機器は以下のとおりです。

- ・ 堅田局のオゾン自動測定記録計の更新
- ・ 逢坂局の窒素酸化物自動測定記録計の更新



大気汚染常時監視測定局位置図

大気汚染常時監視測定局及び測定項目一覧表

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

種別	名称	所在地	測定項目												
			二酸化いおう	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	気象				騒音計	テレメータ	
									風向	風速	温度	湿度			
一般局	下阪本	下阪本四丁目 15-12		○		○		○	○	○					○
	藤尾	稲葉台 28 番地先		○				○	○	○	○	○			○
	堅田	本堅田三丁目 25-26		○		○		○	○	○	○	○			○
	膳所	由美浜 1-1				○									○
自排局	石山	石山寺三丁目 11-20		○	○	○		○	○	○				○	○
	逢坂	音羽台 6-1		○	○		○	○	○	○					○
	上田上	上田上牧町字恋ノ山 760-2		○	○			○	○	○					○

一般局：一般環境局 自排局：自動車排ガス局

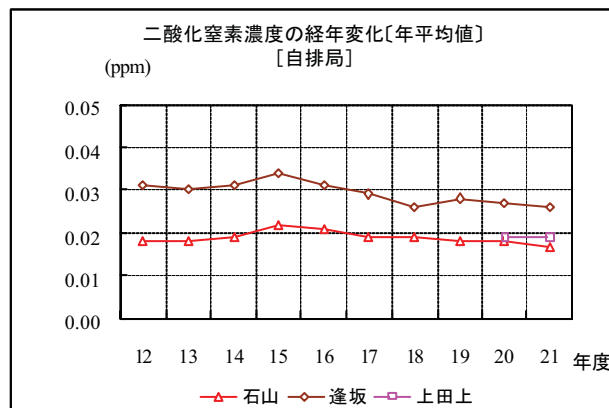
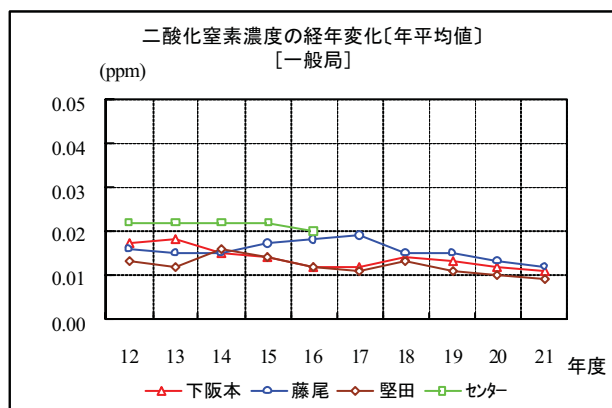
大気環境監視局における測定結果は次のとおりです。

(センター局のデータは滋賀県衛生環境センター(現琵琶湖・環境科学研究センター)提供による(H17年3月31日で廃局))

a 二酸化窒素

平成 21 年度はすべての測定局で環境基準を達成していました。

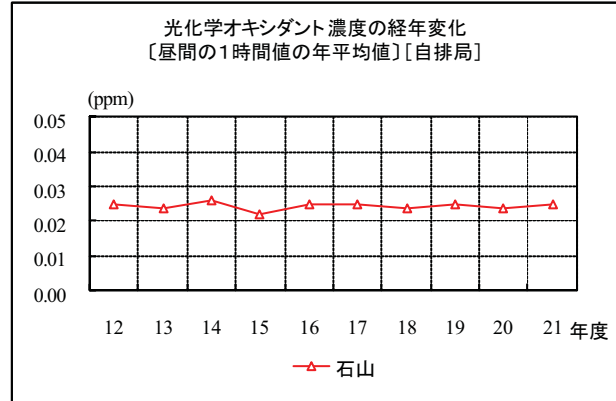
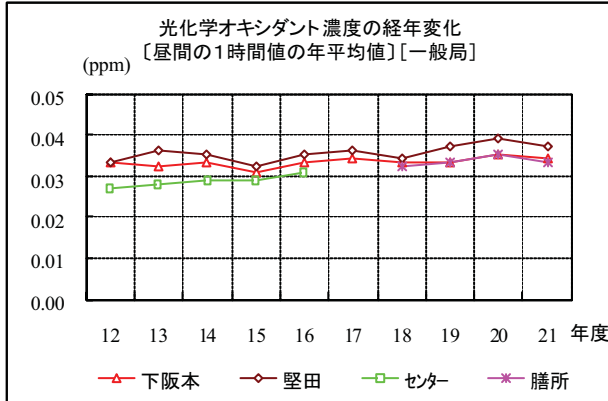
また年平均値については、各測定局とも近年横ばいで推移しています。⁽²²⁾



b 光化学オキシダント

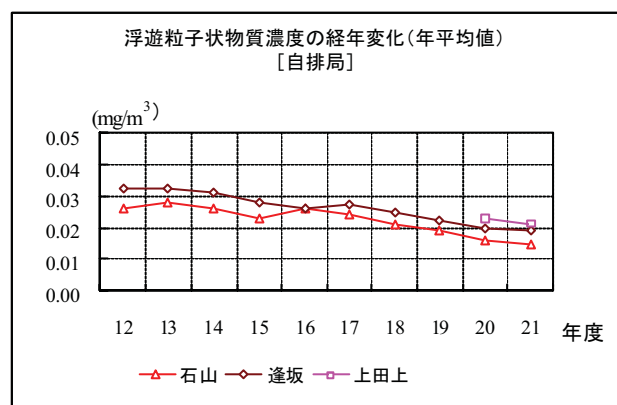
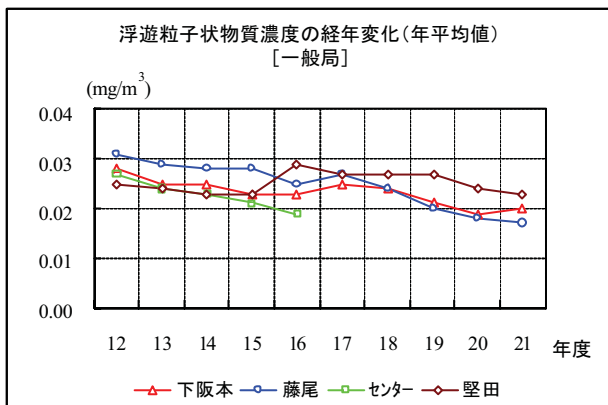
平成 21 年度は、全国的な状況と同様に、すべての測定局で環境基準が非達成でした。

また、光化学オキシダント注意報の発令の目安とされている一時間値が0.12ppm以上であった日数(有効測定局の合計)は、平成 21 年度はありませんでした。また、昼間の1時間値の年平均値の経年変化については、各測定局とも横ばいで推移しています。(22)



c 浮遊粒子状物質

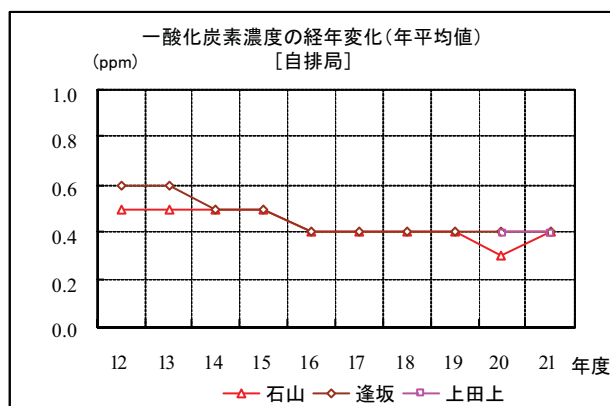
平成 21 年度は長期的の評価において、すべての測定局で環境基準を達成していました。また、年平均値については、近年横ばいで推移しています。(22)



d 一酸化炭素

平成 21 年度は全ての局で環境基準を達成していました。

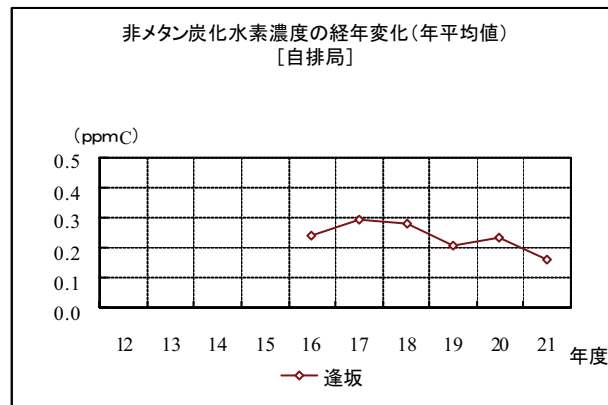
また、年平均値については、各測定局とも近年横ばいで推移しています。(22)



● 炭化水素

炭化水素には環境基準が設定されていませんが、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中の炭化水素濃度指針」が定められ、「炭化水素の測定については、非メタン炭化水素を測定することとし、光化学オキシダント生成防止のための濃度レベルは、6～9時の3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲にあること。」とされています。

測定結果のうち、3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数が平成21年度は35日間となっており、指針値は満たされていませんでした。⁽²²⁾



環境基準

大気汚染の原因物質として、いおう酸化物、窒素酸化物、ばいじん、一酸化炭素、炭化水素やこれら物質の光化学反応により発生する光化学オキシダント等があります。

環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、次に示す環境基準を定めています。

大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境基準	1時間値の1日平均値が、0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が、10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が、0.1 mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
設定時期	昭和48年5月16日	昭和45年2月20日	昭和47年1月11日	昭和53年7月11日	昭和48年5月8日
備考	1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。				

有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	一年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	一年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	一年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	一年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

(1)－② 大気環境監視局以外の調査

ア 環境測定車による調査

本市では、主に常時監視測定局が設置されていない地域を中心に、大気質の状況を把握することを目的とし

て、環境測定車による調査を実施しています。

平成 21 年度は、湖西道路周辺(木戸)の大気環境調査を実施しました。(22)

イ 浮遊粉じん調査

a 浮遊粉じん調査

平成 21 年度は、上田上地域(牧)及び田上地域(羽栗)の 2ヶ所で行いました。

測定値については、年平均値で牧が $24 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、羽栗が $26 \mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。(22)

平成21年度 浮遊粉じん量調査結果

場所 / 年月	$(\mu\text{g}/\text{m}^3)$														
	H21.4	5	6	7	8	9	10	11	12	H22.1	2	3	最大	最小	平均
上田上市民センター(牧)	12	24	49	13	29	30	25	23	25	28	23	12	49	12	24
南部衛生プラント(羽栗)	16	27	46	13	35	28	24	24	24	32	28	11	46	11	26

b 浮遊粉じん中の重金属調査

木戸、牧等市内の 9 箇所で浮遊粉じん中の重金属調査を実施した結果、どの項目も低濃度で問題のない数値でした。(22)

平成21年度 粉じん中の重金属等の測定結果

測定場所	調査日時	サンプリング流量	粉じん量	カドミウム	鉛	クロム	マンガン	鉄	亜鉛	銅
		m^3	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{Nm}^3$	$\mu\text{g}/\text{Nm}^3$	$\mu\text{g}/\text{Nm}^3$	$\mu\text{g}/\text{Nm}^3$	$\mu\text{g}/\text{Nm}^3$	$\mu\text{g}/\text{Nm}^3$	$\mu\text{g}/\text{Nm}^3$
音羽台 (逢坂局)	2009/5/27~5/28	1,680	46	<0.0006	<0.05	<0.01	0.018	0.66	<0.1	0.43
	2009/8/27~8/28	1,646	47	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.44	<0.1	0.29
	2009/11/25~11/26	1,635	19	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.21	<0.1	0.43
	2010/2/18~2/19	1,784	46	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.32	<0.1	0.42
本堅田 (堅田局)	2009/5/25~5/26	1,702	13	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.19	<0.1	0.40
	2009/8/26~8/27	1,594	36	<0.0006	<0.05	<0.01	0.019	0.62	<0.1	0.67
	2009/11/19~11/20	1,763	12	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.12	<0.1	0.093
	2010/2/22~2/23	1,793	42	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.35	<0.1	0.17
仰木の里 (北部衛生プラント)	2009/5/25~5/26	1,858	11	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.20	<0.1	0.49
	2009/8/26~8/27	1,375	23	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.23	<0.1	0.27
	2009/11/19~11/20	1,717	13	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.12	<0.1	0.19
	2010/2/22~2/23	1,678	32	<0.0006	<0.05	<0.01	0.016	0.44	<0.1	0.31
北比良 (志賀衛生プラント)	2009/5/25~5/26	1,696	13	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.16	<0.1	0.33
	2009/8/26~8/27	1,589	19	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.11	<0.1	0.11
	2009/11/19~11/20	1,762	14	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.09	<0.1	0.53
	2010/2/22~2/23	1,776	19	<0.0006	<0.05	<0.01	0.018	0.53	<0.1	0.59
木戸 (木戸市民センター)	2009/5/25~5/26	1,683	33	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.32	<0.1	0.26
	2009/8/26~8/27	1,658	22	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.26	<0.1	0.17
	2009/11/19~11/20	1,763	12	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.10	<0.1	0.36
	2010/2/22~2/23	1,717	30	<0.0006	<0.05	<0.01	0.015	0.43	<0.1	0.59
萱野浦 (新瀬田浄水場)	2009/5/27~5/28	1,712	37	<0.0006	<0.05	<0.01	0.017	0.53	<0.1	0.37
	2009/8/24~8/25	1,670	14	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.14	<0.1	0.92
	2009/11/24~11/25	1,760	27	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.14	<0.1	0.15
	2010/2/18~2/19	1,804	32	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.33	<0.1	0.23
一里山 (瀬田東市民センター)	2009/5/28~5/29	1,684	29	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.26	<0.1	1.0
	2009/8/24~8/25	1,674	22	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.18	<0.1	0.18
	2009/11/24~11/25	1,759	27	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.15	<0.1	0.41
	2010/2/23~2/24	1,762	51	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.38	<0.1	0.11
羽栗 (南部衛生プラント)	2009/5/27~5/28	2,025	27	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.26	<0.1	0.14
	2009/8/20~8/21	1,631	35	<0.0006	<0.05	<0.01	0.018	0.65	<0.1	0.73
	2009/11/24~11/25	1,767	24	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.12	<0.1	0.26
	2010/2/18~2/19	1,804	28	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.24	<0.1	0.29
牧 (上田上市民センター)	2009/5/27~5/28	1,377	24	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.34	<0.1	1.1
	2009/8/20~8/21	1,563	29	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.16	<0.1	0.26
	2009/11/24~11/25	1,762	23	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.13	<0.1	0.46
	2010/2/18~2/19	1,800	23	<0.0006	<0.05	<0.01	<0.015	0.27	<0.1	1.2

(1)－③ 大気汚染物質の排出抑制

大気汚染の原因としては、大きく分けて工場・事業場などの固定発生源から排出されるばい煙等と、自動車の排気ガス等の移動発生源によるものがあり、以前は、工場等から排出される硫黄酸化物が主に問題となっていました。現在は、自動車の大幅な増加に伴い、排気ガスによる汚染が問題となってきています。

大気汚染の防止のために、工場・事業場及び自動車から排出される汚染物質に対して法令による規制その他様々な対策が行われているところです。

大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を有する事業場に対し、届出施設の設置状況、排ガスの自主測定結果等の確認、立入調査による法で定める排出基準や市条例に基づくばい煙に係る規制基準の遵守状況の確認調査を行い、適切な指導を行っています。⁽²²⁾

ア 工場・事業場の対策

(7) 法令等による規制

a 法律による規制

昭和43年6月に「大気汚染防止法」が制定され、ばい煙や粉じんを排出する一定規模以上の施設をばい煙発生施設及び粉じん発生施設として定め、施設設置者に対し届出、排出基準の遵守等の規制が行われています。

法律による「規制対象物質」は、ばい煙(いおう酸化物、ばいじん、有害物質(カドミウム及びその化合物等5物質)、特定有害物質(未指定))及び粉じんです。

また、「ばい煙発生施設」としてボイラー等32施設を、「一般粉じん発生施設」としてコンベア等5施設を、「特定粉じん発生施設」として解綿用機械等9施設を定め、それぞれの施設ごとに規制基準等が設定されています。本市では、昭和59年4月に大気汚染防止法に基づく政令市の指定(工場に係るものは除く。)をうけ事務を行ってきました。平成21年度からは中核市に移行したことから工場に係るものを含めて事務を行っています。

主な規制の概要は次のとおりです。

(a) いおう酸化物

いおう酸化物の排出基準はK値規制と呼ばれ、現在は第8次規制となっています。本市においては、昭和46年に15.8であったものが順次強化され、昭和50年4月からは8.76となっています。(旧志賀町域は17.5となっています。)

(b) ばいじん

施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められており、昭和57年に基準の大幅な強化や施設の追加が行われ、現在は第4次規制となっています。

(c) 窒素酸化物

施設の種類、規模及び設置年度ごとに排出基準が定められており、昭和48年の第1次規制以降、順次排出基準の強化や対象施設の拡大が行われ、現在は第5次規制となっています。

(d) 粉じん

粉じんのうち、石綿その他人の健康に係る被害を生じる恐れのある物質を「特定粉じん」、それ以外の粉じんを「一般粉じん」とし、特定粉じんは、大気中の石綿濃度を、一般粉じんは施設の構造、使用及び管理に関する基準により規制しています。

なお、本市には特定粉じん発生施設を設置しているところはありません。

b 県条例による規制

昭和47年に「滋賀県公害防止条例」の改正が行われ、県独自にばい煙発生施設で電気用陶磁器の製造の

用に供する焼成炉等 6 施設が、規制物質でアンチモン、フェノールが、さらに有害物質については、排出口規制のほか敷地境界での基準設定等の横だし規制が設けられ、同 48 年 4 月より施行されています。

また、大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定に基づく排出基準を定める条例で、有害 5 物質に係る上乘せ排出基準も定められています。

大津市は大気汚染防止法と同様に、昭和 59 年 4 月から工場に係るものを除く事務委任を受け、平成 21 年度から工場に係るものを含めて事務を行っています。

c 市条例による規制

平成 11 年 6 月に大津市生活環境の保全と増進に関する条例が施行されました。この条例においては、ばい煙発生施設として 13 業種等の施設を、粉じん発生施設として 9 業種等の施設を指定するとともに、ばい煙に係る規制基準としてカドミウム等 12 物質の濃度基準(排出口、敷地境界線上)、アクリロニトリル等 10 物質を指定化学物質として設備・管理基準を設け、粉じんに係る規制基準として構造・設備基準を設けています。

(4) 法令等による届出状況

大気汚染防止法に基づき届出されているばい煙発生施設は、223 事業場に設置されている 401 施設(平成 22 年 3 月末)で、その内訳は別表のとおりです。

施設の種類の数は 9 種で、その中でボイラーが 218 基と最も多く、全施設の約 54% を占め、次いでディーゼル機関、ガスタービン(いずれも非常用が主)、乾燥炉の順となっており、コンビナートのような大規模ばい煙発生施設はなく、ほとんどが排ガス量 4 万 m³N/h 未満の施設となっています。⁽²²⁾

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設届出状況

(平成 22 年 3 月末現在)

区分 項	ばい煙発生施設の種類の	事業場	
		事業場数	設置数
1	ボイラー	105	218
5	金属溶解炉	1	6
8の2	燃焼炉	2	6
9	窯業焼成炉・溶解炉	1	12
11	乾燥炉	9	24
13	廃棄物焼却炉	10	13
29	ガスタービン	31	45
30	ディーゼル機関	57	67
31	ガス機関	7	10
合計		223	401

※事業場数の合計は、1 事業場で 2 種類以上の施設を設置しているところがありますので、施設の種類の事業場数の各項の合計とは一致しません。

※電気事業法等に係る施設を含みます。

(5) 工場・事業場の監視・指導状況

大気汚染防止法や市条例に基づき届出施設の排出基準の遵守状況を監視するため、煙道排ガス調査等を行っています。

また、届出施設の確認、排ガス関係の調査、及び特定粉じん排出等作業の確認調査と合わせて平成 21 年度は延べ 6 カ所の工場・事業場の立ち入り調査を行いました。⁽²²⁾

イ アスベスト飛散防止対策

アスベストの大気中への飛散を防止するため、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出作業等を実施する工事現場への立入り、法に規定する作業基準どおりに工事が実施されているかを確認しました。(平成 21 年度

は 32 件の届出に対して 27 件の立入調査を実施)

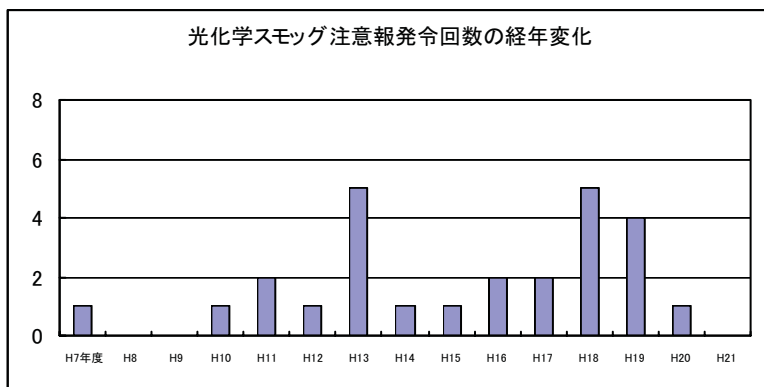
また、平成17年10月以降、飛散性アスベストの除去作業が実施される工事現場には必要に応じて労働基準監督署と合同で立入調査を行っています。(22)

(1) ④ 光化学オキシダントの監視の実施及び注意報発令時等の緊急時体制の整備

光化学スモッグは、オキシダント濃度が上昇して形成する現象で、一般的に夏の日ざしが強くて、風が弱く、気温が24℃以上、風速が5m/秒以下の気象状態で発生しやすいと言われています。

光化学スモッグの発生に備え、県では「滋賀県光化学スモッグ対策実施要綱」を定め、毎年5月から9月まで特別監視体制をとっています。これを受けて本市においても光化学スモッグ周知連絡体制をとり、光化学スモッグ注意報等の発令通知を受けると、直ちにこの連絡体制に従って関係機関に連絡を行い、市民、関係施設への周知を図っています。また、人体被害状況の把握にも努めていますが、ここ十数年間被害の発生は報告されていません。本市域に係る光化学スモッグ注意報発令状況は図のとおりで、年によって大きなバラツキがあります。平成21年度は注意報の発令はありませんでした。

なお、現在までの発令は注意報のみで、警報、重大緊急警報は発令されていません。(22)



(注) 旧志賀町域は、発令区域対象外

光化学スモッグ

光化学スモッグ注意報等発令基準

区 分	発 令 基 準
注 意 報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。
警 報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。
重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。

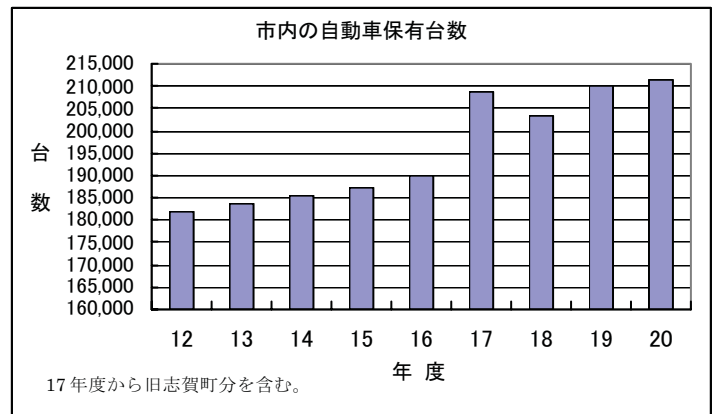
光化学スモッグ発令地域区分表

発 令 地 域	地 域 の 範 囲
大津市中部・南部	坂本、日吉台、下阪本、唐崎、志賀、比叡平、藤尾、長等、逢坂、中央、平野、膳所、富士見、晴嵐、石山及び南郷の各学区 (坂本学区から南郷学区までの瀬田川以西の地域)
大津市瀬田・草津市・栗東市	瀬田南、瀬田、瀬田北及び瀬田東の各学区(大津市分のみ) (瀬田地域)
大津市北部	伊香立、真野北、真野、堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東及び雄琴の各学区

(2) 総合交通公害防止対策

<現況>

市内の自動車の保有台数は、平成 20 年度末現在で約 21 万台(二輪車等を含みます。)となり、前年度と比較すると約 1 千台増加しました。自動車から排出される汚染物質には、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、炭化水素等がありますが、特に二酸化窒素と、ディーゼル車から排出される黒煙が問題となっており、大都市及びその近郊で自動車交通量の多い地域では、環境基準の達成率が低くなっています。



本市には、新名神高速、名神高速、京滋・西大津両バイパス、国道 1 号、161 号等の主要幹線道路が通っており、自動車排出ガスによる影響が懸念される場所ですが、市内 3 個所の自動車排出ガス監視局の二酸化窒素の測定結果は、いずれの局も環境基準を達成しており、大都市及びその近郊に比べると大気汚染の度合いは低い状況です。

ア 大気汚染調査の実施

自動車排出ガスによる影響が懸念される市内 3 個所の地域では自動車排出ガス監視局により、常時監視を実施しています。⁽²²⁾

イ 低公害車等利用促進

大津市役所の公用車の省エネ使用対策として、処分された放置自転車を再利用した「エコ自転車」の利用を促進するとともに、低公害車の計画的導入を推進しています。⁽²²⁾

(3) 有害大気汚染物質の監視、指導の推進

ア 有害大気汚染物質モニタリングの実施

本市では、平成9年10月から一般環境における有害大気汚染物質調査を実施しています。平成21年度は、平野市民センターにおいて、有害大気汚染物質19物質について、毎月一回24時間のサンプリング調査を実施しました。(22)

調査の結果は、全国一般環境調査の平均値にほぼ等しく、環境基準設定物質であるジクロロメタン・ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについても、調査を開始した平成9年度から基準を満たしています。

平成21年度有害大気汚染物質調査結果(一般環境)

調査場所:平野市民センター(打出浜10-30)

物質名	単位	最小値	最大値	平均値	環境基準
アクリロニトリル	μg/m ³	< 0.0060	0.33	0.068	
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	< 0.00023	0.02	0.0039	
クロロホルム	μg/m ³	0.067	0.36	0.15	
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.0340	0.13	0.080	
ジクロロメタン	μg/m ³	0.34	1.5	0.85	150
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.068	0.37	0.16	200
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.028	0.50	0.21	200
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.0092	0.55	0.14	
ベンゼン	μg/m ³	0.33	1.7	0.86	3
酸化エチレン	μg/m ³	0.026	0.11	0.064	
アセトアルデヒド	μg/m ³	1.2	3.6	2.4	
ホルムアルデヒド	μg/m ³	0.93	6.0	2.8	
ニッケル化合物	ng/m ³	0.5	7.9	2.9	
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	0.23	1.9	0.68	
バリウム及びその化合物	ng/m ³	< 0.015	0.055	0.033	
マンガン及びその化合物	ng/m ³	6.9	42	18	
クロム及びその化合物	ng/m ³	1.8	16	6.2	
水銀およびその化合物	ng/m ³	0.6	3.8	2.2	
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.0080	0.14	0.062	

* 平成9年2月にベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染にかかる環境基準が設定された。

* 平成13年4月にジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準が追加設定された。

(4) 悪臭対策の推進

<現況>

悪臭は騒音等と同じように人の感覚に直接作用し、不快感をおよぼすため、快適な生活環境をそこなう要因となっています。気象条件によっては悪臭物質の濃度が大きく変わり、また、人によって感じ方も異なるため、それぞれの状況にあった対応が必要になります。

悪臭に対する苦情の発生源別内訳は下記のとおりです。

悪臭苦情の発生源別内訳

(注)平成18年度以降は、旧志賀町域を含む。

業種	年度						
	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
畜産・農業	1	3	5	1	2	1	3
飼料・肥料製造工場	0	0	0	0	0	1	0
食料品製造工場	4	1	1	0	0	0	0
化学工場	1	0	1	0	0	0	2
その他の製造業	2	2	5	3	2	2	1
サービス業・その他	4	5	8	3	3	3	3
移動発生源	0	0	0	0	0	1	0
建設作業現場	2	2	1	2	3	0	0
下水・用水	0	0	1	0	2	3	4
ゴミ集積所	0	0	0	0	0	0	0
個人住宅・アパート・寮	2	2	5	5	3	3	0
不明	2	1	2	4	3	10	3
合計	18	16	29	18	18	24	16

<実施事業等>

ア 悪臭の防止対策

(7) 法令による規制

悪臭防止法は昭和47年5月に施行され、工場等の事業活動に伴って発生する悪臭の規制が行われることになりました。この法律では、都道府県知事が、規制地域の指定、規制基準の設定を行い、市町村が改善勧告、改善命令等を行うこととされていますが、本市が平成13年4月より特例市としての事務を行うにあたり規制地域の指定、規制基準の設定も本市で行うことになりました。これに基づき本市では、葛川地域の山岳地帯を除く全域を規制地域に指定し、法で定める22物質について敷地境界における規制基準、気体排出施設の排出口における基準と排水中に含まれる悪臭物質の敷地外における規制基準を定めています。

なお、同法では施設、事業場の届出制はとっておらず、規制地域内の事業場は自動的に規制の対象とされます。

平成7年4月の法律改正では、人の嗅覚を用いた測定法が導入され、平成8年4月から施行されていますが、この測定法による臭気指数規制区域の設定には、一定の広がりをもった区域の指定、濃度規制と併用規制ができない等の条件があるため、本市においては、現在のところ規制区域の設定には至っていません。⁽²²⁾

規制基準

悪臭防止法に基づく規制基準（敷地境界）

	悪臭物質の種類	規制基準（ppm）	に お い の 性 質
1	アンモニア *	1	し尿のようなにおい
2	メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎのようなにおい
3	硫化水素 *	0.02	腐った卵のようなにおい
4	硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのようなにおい
5	二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのようなにおい
6	トリメチルアミン *	0.005	腐った魚のようなにおい
7	アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさいにおい
8	プロピオンアルデヒド *	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
9	ノルマルブチルアルデヒド *	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
10	イソブチルアルデヒド *	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
11	ノルマルバレールアルデヒド *	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
12	イソバレールアルデヒド *	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
13	イソブタノール *	0.9	刺激的な発酵したにおい
14	酢酸エチル *	3	刺激的なシンナーのようなにおい
15	メチルイソブチルケトン *	1	刺激的なシンナーのようなにおい
16	トルエン *	10	ガソリンのようなにおい
17	スチレン	0.4	都市ガスのようなにおい
18	キシレン *	1	ガソリンのようなにおい
19	プロピオン酸	0.03	刺激的なすっぱいにおい
20	ノルマル酪酸	0.001	汗くさいにおい
21	ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下のようなにおい
22	イソ吉草酸	0.001	むれた靴下のようなにおい

注) *：排出口における規制基準が別に設定されている。
 ：排出水中における規制基準が別に設定されている。

(4) その他

近隣で苦情が発生している工場等を重点的に調査しています。平成21年度は塗装業、電気機械器具製造業等6事業場を対象に調査を行うとともに、養豚業について、事業場周辺で臭気調査を行いました。調査を実施した全ての事業場で規制基準に適合していました。⁽²²⁾

近年の市街化に伴い農家の近隣にまで住宅地が進展し、従来から立地する畜産業に起因する環境問題が予想されることから、適正なふん尿処理による畜産経営の安定定着化と畜産環境公害問題の解消を図りました。⁽¹⁹⁾

3 水環境の保全

琵琶湖、河川の水質保全のためには、市域からの汚濁発生負荷量を少なくすることが必要です。下水道の普及促進と高度処理の推進、浄化槽整備などの施設整備を推進するとともに、工場排水対策、生活排水対策、農畜産排水対策などの発生源対策を推進します。

河川や琵琶湖の水辺の生態系の保全が河川等の自然浄化機能を高め、水質浄化や水量の確保に効果があることから、多自然型川づくりなど、水辺環境の保全と創造を進めます。

地下水環境の監視を継続するとともに、有害物質による地下水汚染が発生しないよう適正使用、管理について指導を進めます。

水質汚濁に係る環境(上の)基準(環境基本法、大津市環境基本条例)、地下水の水質汚濁に係る環境基準(環境基本法)の達成をめざします。

<実施事業等>

(1) 琵琶湖・河川の水環境保全の推進

(1)－① 水環境の監視体制の整備

ア 水質測定計画に基づく測定(河川)

大津市では昭和53年以来、市内主要河川について環境調査を実施しており、昭和61年4月に水質汚濁防止法に基づく政令市に指定された後は、県環境基準設定河川を含めた河川の水質調査を実施していません。

平成21年度の各河川の基準達成状況をみると、健康項目(27項目)・要監視項目(29項目中10項目を調査)については、全河川とも37項目全てが、不検出もしくは基準を大きく下回っていました。

生活環境項目については、代表的な水質指標であるBODは柳川、吾妻川、相模川、兵田川、三田川の5河川が基準を達成できませんでした。これらの河川は、他の河川と比べて特に水質が悪いわけではありませんが、厳しい基準が指定されているために達成が難しい状況です。

また、環境上の基準に設定されている総窒素については、兵田川、多羅川が達成できませんでした。大腸菌群数については、年間を通じて基準を達成できた河川はありませんでした。

近年の水質の変化をみると、市内全域での下水道整備が進み全体的に良化もしくは横ばい傾向にあります。水質の異常が認められた際には河川環境パトロールを実施し、原因の調査を行い水質の改善に努めています。⁽²²⁾

市内河川の環境(上の)基準達成状況

訂正後 データ

河川名	平成21年度						特殊項目		類型
	pH	DO	生活環境項目		SS	大腸菌群数	T-N	T-P	
北湖流入	和邇川			(1.2)		3/12	-	-	A-ハ
	* 真野川			(1.3)		4/12			A-イ
南湖流入	天神川			(1.3)		2/12	-	-	A-ハ
	* 雄琴川	11/12		(1.2)		9/12			B-ハ
	* 大正寺川	7/12		(1.6)		7/12			B-ハ
	大宮川	7/12		(1.3)		×	-	-	A-ハ
	* 際川	11/12		(2.0)	11/12	6/12			B-ハ
	柳川	11/12		×	(1.1)		×	-	AA-ハ
	吾妻川	8/12		×	(1.4)		×	-	AA-ハ
	相模川	5/12		×	(1.2)		×	-	AA-ハ
	* 兵田川	3/12		×	(1.5)		×		AA-ハ
瀬田川流入	* 盛越川	7/12		(1.3)		1/12			A-ハ
	* 三田川	7/12		×	(1.1)		×		AA-ハ
	* 多羅川			(1.0)		×			AA-ハ
	* 千丈川			(0.9)		×			A-ハ
	大戸川上	10/12		(0.9)		4/12	-	-	A-イ
	下			(1.0)		1/12	-	-	A-イ
	信楽川上			(0.9)		5/12	-	-	A-イ
	下			(0.9)		3/12	-	-	A-イ
	* 大石川	11/12		(0.9)		3/12			A-イ

- 注1 * は環境上の基準の類型指定河川(市河川)、それ以外は環境基準の類型指定河川(県河川)
 注2 生活環境項目の基準値は、日間平均値とする。(ただし、BODについては75%値とする)
 特殊項目(市河川のみ)の基準値は、年間平均値とする。
 (75%値 測定されたデータ(N個)を数値の小さい順に並べた際にN×0.75番目に位置する値)
 注3 達成状況欄の数字は全測定回数のうち達成した回数を示し、○は全て達成、×は全て未達成を示す。

環境基準等

環境基本法に基づき、水質汚濁に係る行政目標として、人の健康の保護及び生活環境の保全を図る上で維持することが望ましい基準として、環境基準が定められています。

人の健康に関する環境基準については、公共用水域に一律に適用されるものです。

人の健康の保護に関する環境基準

カドミウム	0.01mg/以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/以下
鉛	0.01mg/以下	トリクロロエチレン	0.03mg/以下
六価クロム	0.05mg/以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/以下
砒素	0.01mg/以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/以下
総水銀	0.0005mg/以下	チウラム	0.006mg/以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/以下
ジクロロメタン	0.02mg/以下	ベンゼン	0.01mg/以下
四塩化炭素	0.002mg/以下	セレン	0.01mg/以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/以下	ぼう素	1mg/以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/以下	ぶっ素	0.8mg/以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/以下

また、市内の 8 河川(10 地点)について生活環境の保全に関する環境基準の類型が指定されています。

生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/□以下	25mg/□以下	7.5mg/□以上	50 MPN /100m□以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/□以下	25mg/□以下	7.5mg/□以上	1,000 MPN /100m□以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/□以下	25mg/□以下	5mg/□以上	5,000 MPN /100m□以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/□以下	50mg/□以下	5mg/□以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/□以下	100mg/□以下	2mg/□以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/□以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/□以上	—

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

それに加えて、大津市環境基本条例(平成 7 年条例第 39 号)に基づき、本市独自の「大津市の河川の水質汚濁に係る環境上の基準」(以下「環境上の基準」という。)を設定し、10 河川について類型指定を行っています。

本市が定めた「環境上の基準」は国が設定している項目(pH、BOD、DO、SS、有害物質等)だけでなく、琵琶湖の富栄養化を防止するため、新たに特殊項目として「総窒素」、「総りん」、補助指標として「生物指標」(市内の河川に生息する魚類、水生小動物、藻類等のうち、それぞれの水質階級に優先的に出現するものの中から市民になじみのあるものを主に選定したもの)や「感覚指標」(市民が河川を評価する場合の一般的な項目で、ゴミ、油膜、臭気、着色、透視度、泡立ちの有無、川床状況)を取り入れています。

大津市の河川の水質汚濁に係る環境上の基準

指標項目	基準値							補助指標										一般的表現
	一般項目							生物指標					感覚指標					
	生活環境項目				特殊項目			魚類	水生小動物	藻類・その他	ゴミ	油膜	臭気	着色	透明度	泡立ち	川床状況	
類型	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	総窒素(T-N)	総リン(T-P)											
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/以下	25mg/以下	7.5mg/以上	50MPN/100m以下	1.0mg/以下	0.10mg/以下	イワナ アマゴ ユ アブラハヤ	カワゲラ類 サワガニ ヒラタカゲロウ	クチビルケイソウ (Gymbella sinuata) ピロウドランソウ (Homoeothrix janthina)	ない	ない	無臭	ない	50度以上	ない	砂、レキ質等 はつきる見える	大変きれいな
A	6.5以上 8.5以下	2mg/以下	25mg/以下	7.5mg/以上	1,000MPN/100m以下	1.5mg/以下	0.20mg/以下											
B	6.5以上 8.5以下	3mg/以下	25mg/以下	5mg/以上	5,000MPN/100m以下	2.0mg/以下	0.30mg/以下	カワムツ カマツカ シマドジョウ ドンコ	コカゲロウ トビケラ類 {キツマ トビケラ カサマ トビケラ カフニナ}	ウキンオグサ (Cladophora crispata) ナガケイソウ (Symbella ulna) ハリケイソウ (Nitzschia amphibia)	少しある が気にな らない	ない	無臭	ない	30度以上	ない	藻類等付着 物におおわ れている	きれいな
C	6.5以上 8.5以下	5mg/以下	50mg/以下	5mg/以上	-	3.0mg/以下	0.40mg/以下											
D	6.0以上 8.5以下	8mg/以下	100mg/以下	2mg/以上	-	4.0mg/以下	0.55mg/以下	オイカワ フナ ヨシノボリ (ゴリ) ドジョウ	ミスムシ サカマキガイ	ハリケイソウ (Nitzschia amphibia) クサビケイソウ (Gomphonema parvulum)	目立つ程 あつて気 になる	少しある	下水臭 等の微臭	微白濁色	20度以上	落ち込み にある	部分的にミ ズワタが発 生している	やや汚れて いる
E	6.0以上 8.5以下	10mg/以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/以上	-	5.0mg/以下	0.65mg/以下											
ランク外								---	ユスリカ(赤色) イトミミズ	ミスワタ (Sphaerotilus sp.) ズーグレア (Zoogloea sp.)	多くあつ てひどく 気になる	ある	下水臭 等の臭	灰濁色	20度未満	泡立 って流 れている	川床全面 にミスワ タが発 生して いるが、 ヘドロ 状にな っている	汚れて いる
測定方法	規格8に掲げる方法	規格16に掲げる方法	規格10、2、11に掲げる方法	規格24に掲げる方法	最確数による定量法	昭和54年滋賀水審第9号に掲げる方法												
備考	1 生活環境項目の基準値は、日間平均値とする。 2 特殊項目の基準値は、年間平均値とする。 3 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/以下、総窒素1mg/以下とする。 4 最確数による定量法とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号別表2に掲げる方法をいう。							備考 1 補助指標の評価は、各項目を総合的に判断することにより行うものとする。 2 生物指標の魚類項目のうち、大変きれいな欄のイワナ・アマゴは、河川上流・低水温域とする。										

要監視項目及び指針値

要監視項目	指針値(mg/口以下)	要監視項目	指針値(mg/口以下)
1 クロロホルム	0.06	15 イプロベンホス(IBP)	0.008
2 トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	16 クロロニトロフェン(CNP)	-
3 1,2-ジクロロプロパン	0.06	17 トルエン	0.6
4 p-ジクロロベンゼン	0.2	18 キシレン	0.4
5 イソキサチオン	0.008	19 フタル酸ジエチルヘキシル	0.06
6 ダイアジノン	0.005	20 ニッケル	-
7 フェニトロチオン(MEP)	0.003	21 モリブデン	0.07
8 イソプロチオラン	0.04	22 アンチモン	0.02
9 オキシ銅(有機銅)	0.04	23 塩化ビニルモノマー	0.002
10 クロロタロニル(TPN)	0.05	24 エピクロロヒドリン	0.0004
11 プロピザミド	0.008	25 1,4-ジオキサン	0.05
12 EPN	0.006	26 全マンガン	0.2
13 ジクロロボス(DDVP)	0.008	27 ウラン	0.002
14 フェノバルブ(BPMC)	0.03		

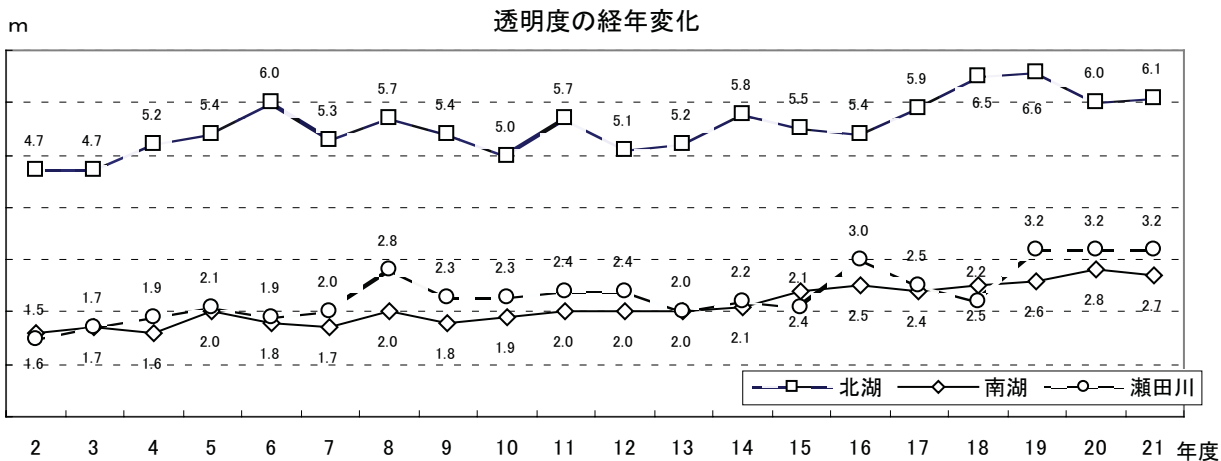
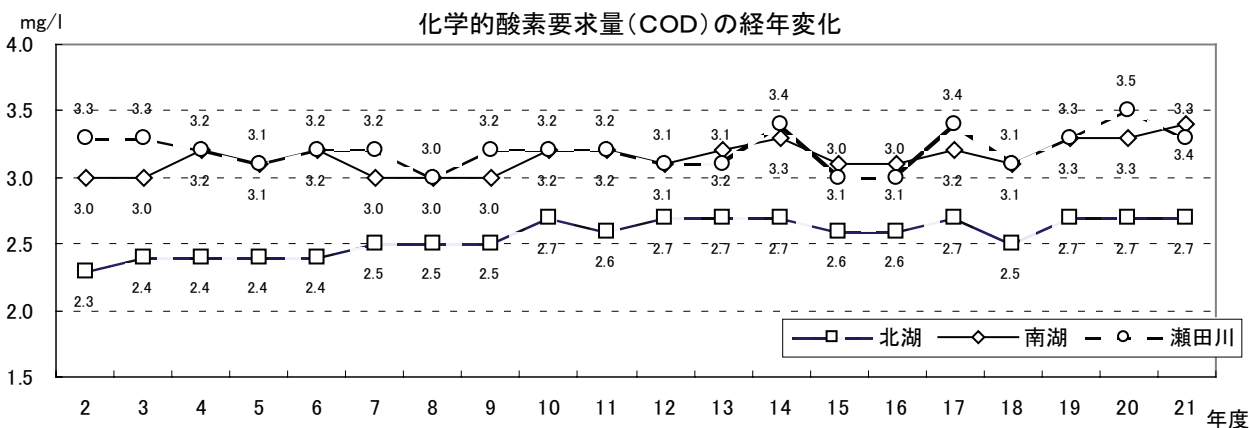
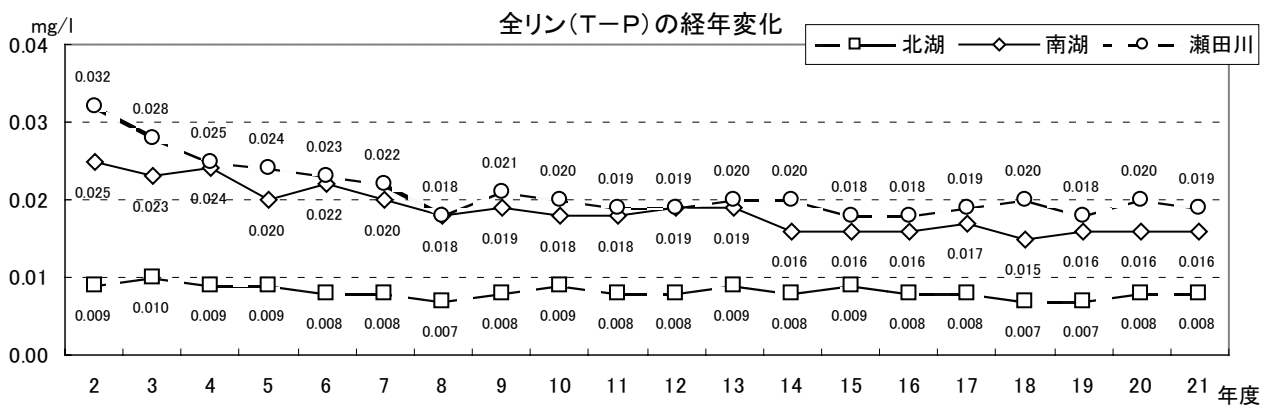
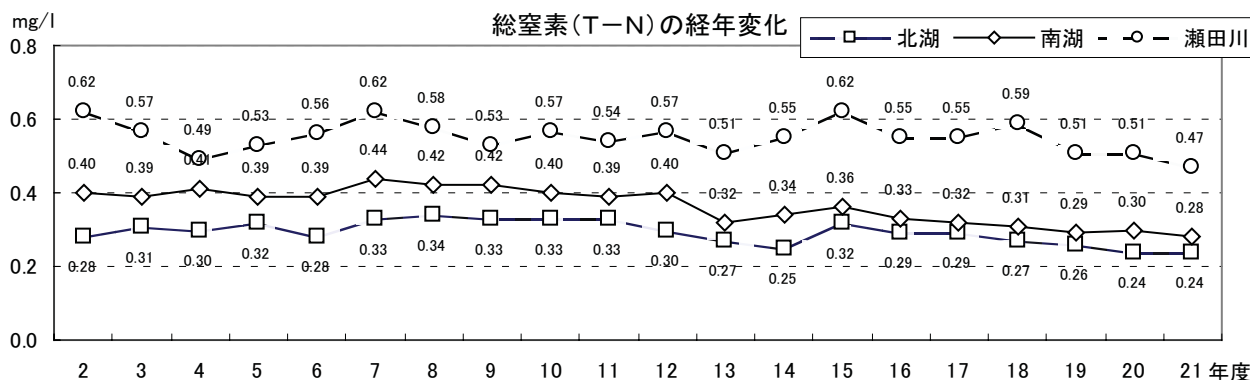
イ 琵琶湖の調査等

(7) 水質

琵琶湖、瀬田川の水質調査は、国土交通省と水資源機構、滋賀県が共同で北湖 28 地点、南湖 19 地点、瀬田川 2 地点の計 49 地点において実施しています。

滋賀県の公共水域水質測定結果による平成 21 年度の水質状況を見ると、全窒素については、北湖、南湖ともに平成 11～20 年度の 10 年間の平均値(以下「過年度」という)に比べて少し低い値でした。また、経年変

動を見るとここ近年減少傾向にあります。全りんについては、北湖は、南湖とも過年度並みの値でした。また、経年変動を見ると減少傾向にあります。COD については、北湖、南湖ともに過年度に比べて少し高い値でしたが、経年変動を見るとここ近年横ばい傾向にあります。透明度については、北湖、南湖ともに過年度並みですが、経年変動を見ると北湖、南湖ともここ近年上昇傾向にあります。(22)



環境基準

琵琶湖の水質汚濁の防止について、次に示す生活環境の保全に関する環境基準があてはめられています。(人の健康に関する環境基準については、「ア 水質測定計画に基づく測定(河川)」に示したとおりです)

生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				大腸菌群数	達成期間	
		pH	COD	SS	DO		南湖 (ハ)	北湖 (イ)
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/□ 以下	1 mg/□ 以下	7.5 mg/□ 以下	50 MPN/100m □ 以下		

(注) 達成期間中の(イ)は直ちに達成、(ハ)は5年を越える期間で可及的、速やかに達成

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	暫定目標(平成22年度)
II	水道1、2、3級(特殊なものは除く) 水産1級 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	全窒素 0.2mg/□以下 全リン 0.01mg/□ 以下	琵琶湖(1) (琵琶湖大橋より北側)
			琵琶湖(2) (琵琶湖大橋より南側)
			全窒素 0.22mg/□ 全リン 現状維持
			全窒素 0.28mg/□ 全リン 0.016mg/□

(注) 1 基準値は年間平均値とする。

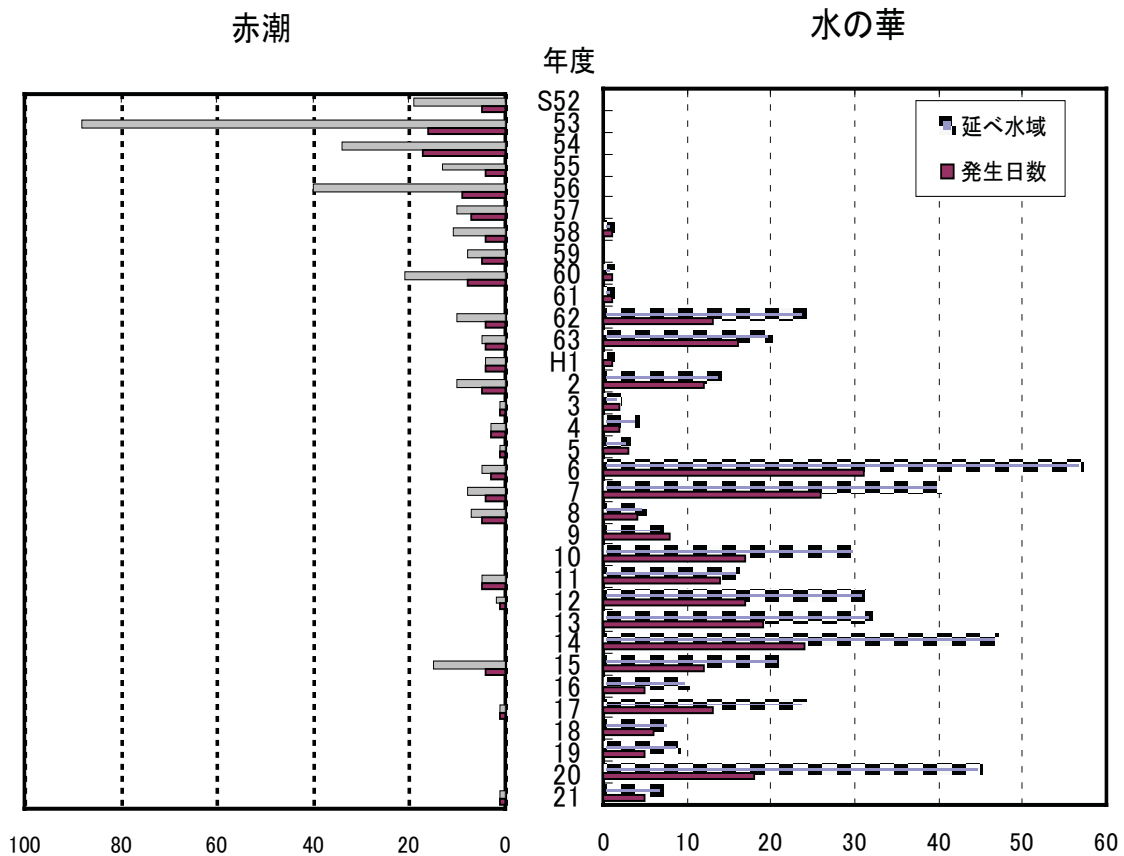
2 琵琶湖(1)全りんについては、引き続き類型IIの基準値が維持されるように努めるものとする。

(イ) 淡水赤潮・アオコ

琵琶湖の淡水赤潮は、昭和52年にはじめて発生して以来、昭和61年、平成9、10、13、14、16、18年～20年を除いて毎年発生しています。平成3～5、12年は南湖では発生せず、北湖でも小規模でした。一方、アオコは昭和58年に南湖ではじめて確認されて以来、昭和59年を除き毎年発生し、北湖でも平成6年以降発生するようになりました。

平成21年度は5月12日に彦根市多景島北付近等で淡水赤潮の発生が確認されました。一方、アオコは7月23日に雄琴港で発生が確認されて以降、最終発生日の8月17日までに5日間、のべ7水域で確認されました。

淡水赤潮とアオコ発生の経年変化



(ウ) 水草類の繁茂

琵琶湖に繁茂する水草類については、平成元年頃から、夏季を中心に異常に繁茂する傾向にあり、悪臭を放ち船舶の航行を阻害するなど、周辺的生活環境に支障をきたしているため、滋賀県においてその刈り取り除去を実施しています。

(1)－② 下水道・し尿処理の推進

ア 大津市生活排水対策推進計画に基づく生活排水対策の推進

本市は平成 3 年 4 月に生活排水対策重点地域(範囲:滋賀県全域)に指定されたのを受け、平成 4 年 3 月に「大津市生活排水対策推進計画」(目標年次:平成 12 年)を策定し、これに基づき生活排水対策を推進してきました。近年では計画に基づいた施設整備が進み、一定の成果が上げられてきていますが、市内で発生した生活排水のほとんどが琵琶湖に注いでおり、今後も引き続き生活排水対策を推進する必要があるため、「大津市生活排水対策推進計画」を平成 13 年 12 月に策定しました。また、平成 19 年 3 月には、合併による区域の拡大、人口推計の見直し、現計画と実績値との間に乖離がみられることから計画の一部を見直し、本計画に基づき施設整備及び啓発を行っています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 生活排水苦情対応として、公共下水道普及に向け、関係課と連携を図りました。(22)

- 河川愛護団体の実施する事業や地域が実施するヨシ保全事業への協力や市民ヨシ刈りの実施を通して、水環境における保全意識の向上を図りました。⁽²²⁾

生活排水処理状況

平成22年3月31日現在

	人口(人)	割合(%)
生活排水処理人口	324,442	96.2
大津市(大津)公共下水道	103,196	30.6
大津市(藤尾)公共下水道	4,873	1.4
大津市(湖南中部)公共下水道	99,521	29.5
大津市(湖西)公共下水道	108,420	32.1
農業集落排水処理施設	993	0.3
合併処理浄化槽	7,439	2.2
生活排水未処理人口	12,839	3.8
単独処理浄化槽	5,389	1.6
し尿くみとり	7,351	2.2
自家処理	99	0.0
合計	337,281	100

イ 下水道整備の推進

本市の下水道事業は、昭和 37 年に湖岸沿いの低地の浸水対策と住環境の改善を目的として、市内中心部に計画され、昭和 44 年に大津市公共下水道が供用開始されました。琵琶湖を始めとする公共水域の水質保全、生活環境の改善、さらには貴重な水資源の循環を保全するため、下水道普及率の早期 100%達成を目指し、公共下水道の整備促進を図っています。平成 22 年 4 月 1 日現在、大津市全域における普及率は 96.6%となっています。また、県内全体の動きとしては琵琶湖の水質汚濁が問題になり、昭和 47 年に「琵琶湖総合開発特別措置法」が制定され、滋賀県では同法のもとに、自然環境の保全と水質の回復、住民の生活環境の改善を目的として流域下水道計画を策定し、県内を「湖南中部」「湖西」「東北部」「高島」の 4 処理区に分け順次整備を図っています。



a 大津市(大津)公共下水道

昭和 37 年に大津排水区を計画し、昭和 41 年に膳所排水区を追加、昭和 48 年に市中心部全域(際川以南から蛭谷までの地域)1,338ha と区域の拡大を図り、さらに平成 6 年度には比叡平地区を含めた全体計画を 1,471ha として計画区域を変更しました。

一方、昭和 42 年には由美浜において終末処理場の建設に着手し、昭和 44 年 4 月の完成により、県下初の下水道による汚水処理を開始しました。

平成 22 年 4 月 1 日現在の普及率は、99.7%となっています。

b 大津市(藤尾)公共下水道

藤尾地区は、地形上の都合から公共下水道については京都市の協力を得て京都市公共下水道(石田処理区)に接続するよう計画を行いました。平成 2 年に基本計画を策定し、これをもとに平成 3 年に藤尾地区 92ha の公共下水道の計画決定を行い、工事に着手し平成 4 年に供用開始しました。

平成 22 年 4 月 1 日現在の普及率は 99.2%となっています。

c 大津市(湖南中部)公共下水道

昭和 47 年に流域下水道の計画決定が行われ、これを受けて本市は、昭和 51 年に市の東南部(瀬田川左岸と蛭谷より南の右岸の地域)2,579ha に及ぶ流域関連公共下水道の計画を策定しました。その後順次整備を図り、昭和 57 年には湖南中部浄化センター(草津市矢橋町)が完成し下水道を供用開始しました。

平成 22 年 4 月 1 日現在の普及率は 94.9%となっています。

d 大津市(湖西)公共下水道

昭和 53 年に流域下水道が計画決定され、これを受けて昭和 54 年に市の北部(際川から以北)2,022ha におよぶ関連公共下水道の計画を策定しました。昭和 55 年より順次整備を図り、昭和 59 年には湖西浄化センターが完成し、下水道の供用開始をしました。さらに、平成 6 年度には伊香立地区などを含め全体計画の変更を行いました。また、平成 18 年 3 月 20 日の合併に伴い、旧志賀町区域を大津市に編入したため、計画区域が拡大することとなりました。(特定環境保全公共下水道含む。)

平成 22 年 4 月 1 日現在の普及率は 95.2%となっています。

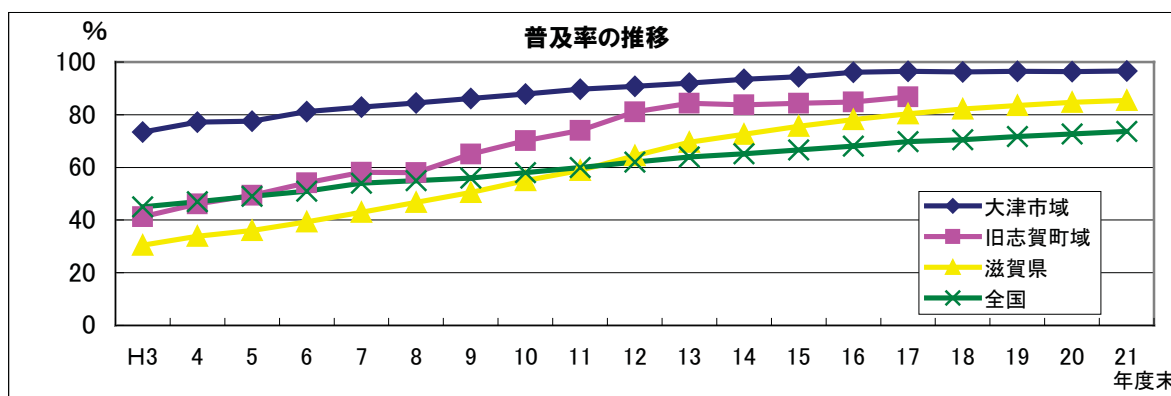
下水道整備状況

(平成 21 年度末)

処理区		大津公共下水道	湖南中部関連公共下水道	湖西関連公共下水道	大津公共下水道(藤尾)	合計
普及率	注 1	99.7%	94.9%	95.2%	99.2%	96.6%
水洗化率	注 2	97.8%	96.9%	97.3%	84.6%	97.1%

(注 1) 処理区域内人口 / 行政区内人口

(注 2) 水洗化人口 / 処理区域内人口



ウ 水洗化の促進

下水道水洗化普及促進を積極的に推進しています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 未水洗家屋への個別奨励、排水設備の計画確認、工事説明会での普及促進、水洗便所改造資金の融資あっせん、水洗便所改造普及奨励金の交付、ポンプ施設設置等の助成、一般世帯に対する助成、公共汚水ますの設置の事業を行いました。平成 21 年度末の大津市全域の平均水洗化率は 97.0%でした。

(48)

エ 農業集落排水処理施設の適正な管理

農業集落排水処理施設維持管理事業は、農村の生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与することを目的に実施される事業です。本市では上田上桐生地区において、浄化槽法に基づき維持管理を実施し、また富栄養化防止対策として、窒素、リン等を除去する高度処理を行い、目標水質を達成しています。(20)

オ し尿の適正処理の推進

市民生活から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、市内 3 箇所のし尿処理施設で処理しています。公共下水道の整備の進展に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は年々減少しています。

これらの処理については、現在、志賀衛生プラント及び南部衛生プラントでの処理と北部衛生プラントにおける公共下水道への投入処理を行っています。(29)

し尿等処理施設と処理量（平成 21 年度）

（単位：k□）

施設名	規模	処理区域	し尿	浄化槽汚泥	計
志賀衛生プラント	23 k1/日	志賀地域	2,069.7	2,544.1	4,613.8
北部衛生プラント	20 k1/日	下阪本学区以北	2,668.2	1,874.7	4,542.9
南部衛生プラント	90 k1/日	唐崎学区以南	3,647.7	5,034.1	8,681.8
計	—	—	8,385.6	9,452.9	17,838.5

カ 浄化槽設置推進及び適正管理の指導

下水道整備計画区域外や、当分の間は下水道の整備が見込めない区域における生活排水などによる公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に対する補助を行い、整備の促進を図っています。更に集落を単位とした面的整備事業については上記の補助に加算して設置整備補助を行っています。

また、浄化槽の適正な維持管理を図るため、集落単位で構成した浄化槽維持管理組合に対し、維持管理の補助を実施しています。(23)

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 浄化槽設置に対する補助について計 43 件実施しました。(23)
- 浄化槽維持管理に対する補助について 6 地区 116 基分を実施しました。(23)

浄化槽設置整備事業による設置基数（※17 年度までは旧大津市分のみ）

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
18基	12基	14基	19基	17基	17基	57基	49基	48基	43基

なお、平成 8 年 7 月に、「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」が施行され、下水道事業計画区域外または下水道の整備が当分の間見込めない下水道事業計画区域内の地域において、住宅新築等の場合に浄化槽設置が義務付けられています。

キ 下水道の高度処理の推進

琵琶湖の富栄養化防止を目指し、下水処理水中のリンの削減を昭和 56 年度から行っています。

窒素の削減については、平成 13 年度よりⅡ系水処理施設に凝集剤添加担体利用循環式硝化脱窒法を導入する工事を行い(平成 19 年度完工)、現在、高度処理施設として稼動しています。⁽⁵³⁾

ク 合流式下水道改善事業

大津処理区の内、約 155haの区域については、汚水と雨水を同一管渠で集水して処理する合流式区域になっており、一定以上の降雨時に、雨水吐き室から雨水で希釈された未処理下水が越流して、直接琵琶湖に排出されてしまうという問題点を抱えています。このため、合流区域から排出される年間汚濁負荷量を分流式下水道レベルまで低減するために、合流式下水道改善事業を行っています。⁽⁵²⁾

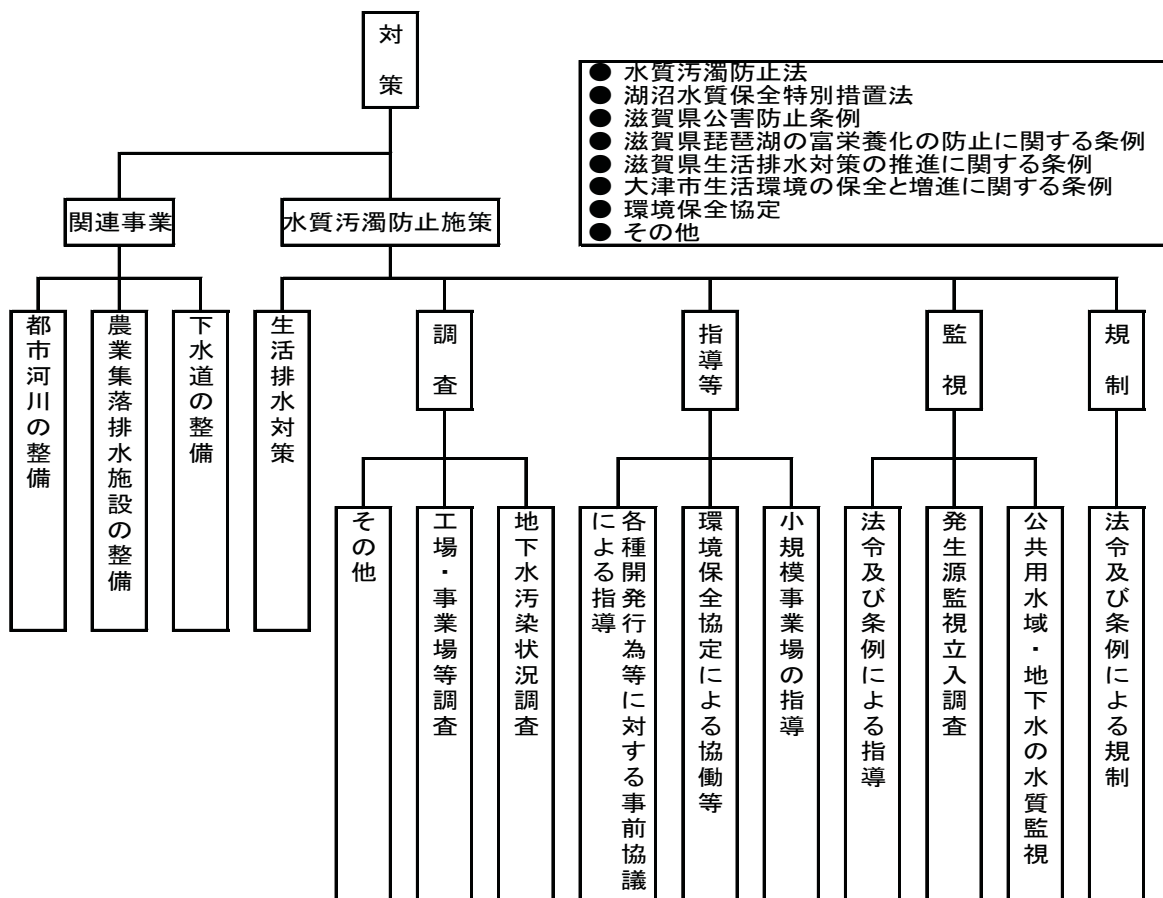
平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 雨水吐き室からの越流水を遮集して一時貯留するための遮集流下型貯留管渠建設工事(膳所工区;平成 19 年度から平成 21 年度)等を実施しました。⁽⁵²⁾

(1)－③ 汚濁負荷低減対策の推進（水質汚濁の防止対策）

ア 水質汚濁防止体系

本市における公共用水域の環境基準を維持達成するために講じている水質汚濁防止上の施策の体系は下記のとおりです。



イ 工場・事業場からの負荷量の低減

水質汚濁防止法における工場・事業場の排水規制は、同法に基づく上乗せ条例により昭和 47 年から一律基準より厳しい排水基準が設定され、COD等の一般項目については、日平均排水量 30m³以上 50m³未満の特定事業場も規制対象に加えられました。

また、滋賀県では昭和 47 年に滋賀県公害防止条例の全面改正により工場排水の規制を強化するとともに、昭和 54 年に滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例を制定し、全国に先駆けて工場排水の窒素・りん規制の他、りんを含む家庭用合成洗剤の使用、贈答、販売の禁止、生活排水対策、農畜産排水対策などを行ってきました。

本市においては、昭和 49 年に大津市の生活環境の保全と増進に関する条例を制定し、その中で工場・事業場等の設置、増設等について事前協議制を実施しており、事前に公害面のチェックを行ってきました。

これら対策を講じたにも関わらず琵琶湖の水質が改善されないことから、よりきめ細やかな発生源対策が必要となり、滋賀県では平成 8 年 3 月に水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例や県公害防止条例の改正が行われ、一般項目について日平均排水量 10m³以上 30m³未満の特定事業場についても規制対象になりました。大津市においても、これら法令等の改正と整合等を図るため平成 10 年 9 月に大津市の生活環境の保全と増進に関する条例を全部改正し、制度面での整備を図りました。

(7) 法令等による届出状況

水質汚濁防止法及び県条例等に基づいて届出されている工場・事業場は別表のとおりであり、業種(施設種類)別にみると、旅館業、飲食店、給油所(自動式車両洗浄施設)等のサービス業が多く、これは排出量が少ない中小規模の事業場や公共下水道へ接続されている事業場がほとんどです。

一方、繊維、パルプ、その他の製造業等の事業場は大手の工場であり、事業場数は少ないものの排水量の占める割合は大きくなっています。

法・条例に基づく特定事業場数

平成22年3月31日現在

根拠法令	総数	10m ³ /日以上	10m ³ /未満
水質汚濁防止法 湖沼水質保全特別措置法	349	85	264
県・公害防止条例	169	36	133
市・生活環境の保全 と増進に関する条例	21	0	21

水質汚濁防止法等に基づく特定施設別特定事業場数

特定施設 番号	業種(施設)名	特 定 事 業 場 数						
		総数	排水量 10m3未満	排水量 10m3以上 50m3未満	排水量 50m3以上 200m3未満	排水量 200m3以上 500m3未満	排水量 500m3以上 1,000m3未満	排水量 1,000m3以上
1-2	畜産農業	2	2					
2	畜産食品製造業	3	2			1		
3	水産食品製造業	7	4	3				
4	保存食品製造業	6	5		1			
5	調味料製造業	1	1					
8	菓子製造業	1	1					
9	米菓製造業又はこうじ製造業	1	1					
10	飲料製造業	5	3	2				
16	めん類製造業	3	3					
17	豆腐・煮豆製造業	11	11					
19	紡績業・繊維製品製造業	2	1					1
21	化学繊維製造業	1						1
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1					1
23-2	新聞・出版・印刷業又は製版業	4	4					
30	発酵工業	1		1				
33	合成繊維製造業	1						1
53	ガラス・ガラス製品製造業	1			1			
55	生コンクリート製造業	6	5	1				
58	窯業原料の精製業	2	1				1	
59	砕石業	2	2					
63	金属製品・機械器具製造業	2		1				1
64-2	水道施設	4	2					2
65	酸・アルカリ表面処理施設	9	4	1	3			1
66	電気めっき施設	3	2			1		
66-2	旅館業	81	59	17	4	1		
66-3	共同調理場	3	3					
66-4	弁当製造業(床面積360m2以上)	2	2					
66-5	飲食店Ⅰ(床面積420m2以上)	20	17		2			1
66-6	飲食店Ⅱ(床面積630m3以上)	1	1					
67	洗たく業	35	33	1	1			
68	写真現像業	7	7				1	
68-2	病院(300床以上)	5	5					
70-2	自動車分解整備業	2	2					
71	自動式車両洗浄施設	60	57	3				
71-2	研究・試験・検査施設	20	17	2				1
71-3	一般廃棄物処理施設	2	1				1	
71-4	産業廃棄物処理施設	2		1			1	
71-5	洗浄施設(トリクロロエチレン等)	2	1	1				
72	し尿処理施設(501人槽以上)	7		2			3	1
73	下水道終末処理施設	2						2
74	排水処理施設	1						1
湖1	病院(120床以上300床未満)	5	4		1			
湖2	し尿浄化槽(201人槽以上500人槽以下)	12		7	5			
	小計	349	264	43	18	9	3	13
66-4	弁当製造業(床面積120m2以上360m2未満)	1	1					
66-5	飲食店Ⅰ(床面積100m2以上420m2未満)	96	93	2		1		
66-6	飲食店Ⅱ(床面積150m2以上630m2未満)	5	5					
68-2	病院(20床以上120床未満)	3	2	1				
70-2	自動車分解整備業(650m2以上800m2未満)	1	1					
72	し尿処理施設(51人槽以上) ※	48	20	26	2			
76	湿式集じん施設	2	2					
77	脱脂施設	3	2	1				
78	プラスチック製品製造業	7	5		1		1	
81	研究・試験・検査施設	3	2		1			
	小計	169	133	30	4	1	1	0
市条例	83 老人福祉施設・介護老人保健施設	21	21					
	小計	21	21					
	合計	539	418	73	22	10	4	13

(イ) 工場・事業場の監視、指導状況

昭和54年以降、市条例の適用を受ける事業場について監視、指導を実施しており、また、本市は昭和61年4月に水質汚濁防止法に基づく政令市に指定され、同年度より法に基づく事業場の立入調査を実施しています。

平成21年度に実施した事業は次のとおりです。

- 平成21年度は、延べ91事業場に立入調査を実施し、排水の調査により、排水基準の遵守状況を監視しました。排水基準違反事業場に対しては、排出処理施設の維持管理を徹底させるとともに、処理施設改善等の措置を指導しています。また、届出内容の確認を行うアンケート調査を実施し、届出内容に変更のある工場・事業場に対し必要な手続きを行うよう指導しました。⁽²²⁾

事業場排水調査実施状況

調査項目		平成21年度	
		調査検体数	違反検体数
一般項目	水素イオン濃度(pH)	75	8
	化学的酸素要求量(COD)	64	2
	生物化学的酸素要求量(BOD)	20	5
	浮遊物質(SS)	56	0
	大腸菌群数	10	2
	窒素含有量	62	2
	りん含有量	62	3
	カドミウム及びその化合物	6	0
有害物質	シアン化合物	5	0
	鉛及びその化合物	12	0
	六価クロム化合物	6	0
	砒素及びその化合物	11	0
	水銀及びその化合物	7	0
	PCB	4	0
	トリクロロエチレン	19	0
	テトラクロロエチレン	19	0
	四塩化炭素	19	0
	ジクロロメタン	19	0
	1, 2-ジクロロエタン	19	0
	1, 1-ジクロロエチレン	19	0
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	19	0
	1, 1, 1-トリクロロエタン	19	0
	1, 1, 2-トリクロロエタン	19	0
	1, 3-ジクロロプロペン	19	0
	ベンゼン	19	0
	ふっ素含有量	12	0
	ほう素含有量	16	0
	特殊項目	n-ヘキサン抽出物質	18
フェノール類含有量		7	0
銅含有量		10	0
亜鉛含有量		14	0
溶解性鉄含有量		7	0
溶解性マンガン含有量		7	0
クロム含有量		19	0
アンチモン含有量		5	0

ウ 農業集落排水処理施設の適正管理

- 環境への負荷を軽減する農業の推進を図るため、農業濁水防止の啓発巡回を実施し、啓発のための資料等の作成を行いました。⁽¹⁹⁾

(1)－④ 水辺環境の保全

ア 魚とホタルのすむ川づくりの推進

昭和 58 年 2 月、「魚とホタルのすむ川づくり」を目指して、大津市における望ましい河川の水辺環境のあり方について検討を行いました。これをもとにして、親水河川の整備、魚とホタルのすむ河川構造の配慮、水質の改善、水量の確保、河川の美化を進めています。市内には川辺に住む住民が中心になり、多くの「河川愛護団体」が結成され、河川美化活動を実践されるとともに、ホタルのすむ川を目指し、地道な活動を行っています。

これら「河川愛護団体」が、河川の清掃や魚の放流、川辺の花づくり、ホタルの里づくりなど様々な活動を通じて、「河川を軸とした新たな流域コミュニティ」づくりを進められるように活動の支援を行いました。⁽²²⁾

イ 湖辺ルネッサンス運動によるヨシ群落保全の推進

琵琶湖の湖辺の原風景として親しまれているヨシ群落は、魚類・鳥類の生息場所、水質保全など様々な機能を持っていることから、大津市では、平成 2 年度からヨシ保全事業に取り組んでおり、平成 13 年度には、ヨシ育成調査を実施しました。

滋賀県においては、平成 4 年 3 月に「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」を制定し、そのなか

で、ヨシを守る施策としてヨシ群落保全区域(保全地域、保護地区、普通地域)が指定されています。大津市域においては、真野、堅田、雄琴、下阪本、唐崎など保全地域 86.0ha、普通地域 42.4ha が地域指定されています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

- 市民参加によるヨシ保全活動を推進し、7 学区 10 地域でのヨシ刈り、大津市民ヨシ刈り、7 学区でのヨシたいまつ、環境学習の推進、新しいヨシの活用法の研究、展示会の開催支援などの事業を行いました。⁽²²⁾

(2) 地下水の保全

ア 地下水環境の監視

環境省(当時、環境庁)が昭和 57 年度に実施した地下水調査の結果から、全国的に有機塩素化合物による地下水汚染の実態が明らかになり、本市でも昭和 59 年より市内民家井戸等を対象に、地下水の汚染状況の把握に努めています。

また、地下水汚染が発見された場合には、公衆衛生部署と連携して飲用指導や有害物質を使用している事業所に対する指導を行っています。

本市では、市内の民家の井戸等を対象に地下水の水質についての概況調査、検出井戸周辺調査、定期モニタリング調査を実施しています。

・概況調査

市内の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査であり、市内を 5 つのブロックに分け、5 ヶ年で一巡するよう調査を実施しています。

・検出井戸周辺調査

概況調査等により、新たに有害物質等が検出された地点の周辺において、必要に応じて検出物質の検出の程度、検出の範囲等について調査を実施しています。

・定期モニタリング調査

検出井戸周辺調査等で確認された環境基準を超える地下水汚染の継続的な監視調査を実施しています。モニタリング調査で環境基準値以下であった翌年には経過観察調査として年 2 回の調査を実施しています。

平成 21 年度の調査結果は次のとおりです。

a 概況調査

旧志賀町域の7地点において、人の健康に係る環境基準項目 26 項目について調査した結果、検出された項目及び測定値は、以下のとおりでした。

検出項目	検出数	超過数	測定結果 (mg/□)	環境基準 (mg/□)
ふっ素	6	0	0. 08 ~ 0. 66	0. 8
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	7	0	0. 47 ~ 6. 1	10

b 検出井戸周辺調査

平成 21 年度は、周辺調査対象地はありませんでした。

c 経過観察調査

真野普門の一部において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を対象とした汚染監視調査(定期モニタリング・年 1 回)を実施していましたが、平成 20 年度の最高値が環境基準値以下であったため、平成 21 年度は経過観察調査として年 2 回の調査を実施しました。この結果、環境基準値を超過したものはなかったため、この地域の定期モニタリングは終了しました。

調査地点	地点数	回数/年	調査項目	のべ検出	超過	測定結果 (mg/□) (最大値)		
						21年度	20年度	19年度
真野普門地区	5	2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0	10	10	15

また、有機塩素系化合物使用事業場に対して、平成10年度から平成12年度までの3年間をかけて立入調査を実施し、事業場内の地下水調査において、有機塩素系化合物が環境基準を超えて検出された7事業場について、浄化対策を講じさせる等、地下水汚染の未然防止に努めています。⁽²²⁾

環境基準

環境基本法第16条第1項による地下水の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい条件として、平成9年にカドミウムをはじめとする23物質について環境基準が設定されました。さらに、平成11年にふっ素などの3物質、平成21年に塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエチレン(それまでのcis-1,2-ジクロロエチレンに替わり追加)について環境基準が設定されました。また、同年には1,1-ジクロロエチレンの基準値も見直されています。

地下水質環境基準

(単位: mg/□)

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01以下	四塩化炭素	0.002以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下
全シアン	検出されないこと	塩化ビニルモノマー	0.002以下	チウラム	0.006以下
鉛	0.01以下	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	シマジン	0.003以下
六価クロム	0.05以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	チオベンカルブ	0.02以下
砒素	0.01以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	ベンゼン	0.01以下
総水銀	0.0005以下	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	セレン	0.01以下
アルキル水銀	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10以下
PCB	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03以下	ふっ素	0.8以下
ジクロロメタン	0.02以下	テトラクロロエチレン	0.01以下	ほう素	1以下
				1,4-ジオキサン	0.05以下

(3) 水環境保全意識の高揚

小中学校や各種団体等における環境学習活動や公民館環境講座等に講師を派遣するなどの支援をしています。また、河川や琵琶湖における環境学習活動の積極的な実施や市民参加による環境調査を実施しています。⁽²²⁾

平成21年度に実施した事業は以下のとおりです。

- 自然家族事業の「川」の日では水質・生物の調査や、「びわ湖」の日ではカヌー・魚釣り、「びわ湖漁」の日では地引網の体験を通して、琵琶湖や魚についての環境学習を実施しました。
- 大津こども環境探偵団では、びわ湖(湖底)探偵・川の魚探偵・ヨシ刈り探偵の活動を実施しました。

4 音環境の保全

工場・事業場及び建設作業に対する監視・指導を実施していきます。自動車交通による騒音・振動については、道路構造面での対策などの道路交通騒音防止対策を検討していきます。また、新幹線騒音に加えて在来鉄道の新線設置や大規模改修についての騒音対策指針が示されており、騒音調査を継続して実施します。

騒音(新幹線鉄道騒音を含む)に係る環境基準(環境基本法)の達成をめざします。

<実施事業等>

(1) 騒音の監視体制の整備

ア 道路に面しない地域における環境騒音調査

一般地域の騒音については、地域の類型及び時間の区分ごとに環境基準が設定されており、平成12年度より、地域の騒音状況を代表する地点で騒音の状況の把握に努めています。平成21年度は定点8地点、準定点10地点で調査を行いました。調査結果は次のとおりです。

平成21年度

用途地域	測定地点	名称	区分	環境基準類型	等価騒音レベル(昼) dB	等価騒音レベル(夜) dB
第1種低層	仰木の里東六丁目4-1	仰木の里東幼稚園	定点	A	49	41
第1種低層	水明二丁目25-1	水明二丁目集会所	準定点	A	47	38
第1種低層	日吉台三丁目5-2	日吉台三丁目東自治会集会所	準定点	A	50	36
第1種中高層	比叡平三丁目1	山中比叡平支所	定点	A	46	37
第1種中高層	青山三丁目2-1	青山児童クラブ	定点	A	53	44
第1種中高層	陽明町6-2	陽明町自治会館	準定点	A	49	41
第1種中高層	唐崎三丁目17-35	唐崎デイサービスセンター	準定点	A	48	42
第1種住居	坂本六丁目33-19	坂本市民会館	定点	B	48	42
第1種住居	木戸709	木戸コミュニティセンター	準定点	B	56	54
第1種住居	本堅田三丁目22-1	堅田中学校(大気監視局)	準定点	B	48	41
市街化調整	真野四丁目6-1	真野支所	定点	B	48	41
市街化調整	牧一丁目1-24	上田上支所	定点	B	45	38
市街化調整	仰木四丁目2-50	仰木太鼓会館	準定点	B	42	35
都市計画外	葛川坊村町	坊村自治会館	準定点	B	43	39
近隣商業	和邇中91-1	和邇公民館	準定点	C	49	41
商業	本堅田五丁目21-2	堅田駅西口土地区画整理事務所	定点	C	56	48
商業	中央二丁目2-5	中央支所	定点	C	55	46
商業	雄琴六丁目4-24	雄琴臨水公園プール	準定点	C	51	45

環境基準不適合

イ 自動車騒音の常時監視

平成 13 年 4 月 1 日より特例市に移行したことに伴い、騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係わる事務が本市の事務となりました。道路に面する地域も一般地域と同様に環境基準が設定されており、一定の地域ごとに騒音レベルが基準値を超過する戸数及び割合を把握する「面的評価」により行うこととされています。これに基づき、平成 21 年度は、伊香立浜大津線他において騒音の測定、評価を行いました。その結果、全体で昼夜とも環境基準に適合した戸数の割合は、約 95%でした。(常時監視と言っても必ずしも年間を通じて連続的に監視する必要はなく、通常は年間を代表する 1 日について把握しています。)

自動車騒音常時監視結果

路線名	評価区間	センサス区間番号	評価区間の延長(km)	評価対象住居等戸数(戸)	昼間・夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼間・夜間とも基準値超過	
					戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
一般国道1号	栗林町～松原町	1006	3.6	1277	1163	91.1	113	8.8	0	0.0	1	0.1
一般国道1号	松原町～逢坂1丁目	1007	5.8	1283	1013	79.0	147	11.5	0	0.0	123	9.6
一般国道1号	逢坂1丁目～北小松	1008	3.0	403	208	51.6	96	23.8	0	0.0	99	24.6
一般国道1号	月輪～大江	11006	2.3	777	659	84.8	0	0.0	24	3.1	94	12.1
一般国道1号	瀬田～石山寺3丁目	21007	2.4	23	17	73.9	0	0.0	5	21.7	1	4.3
大津停車場線	末広町～浜大津1丁目	4024	0.8	333	333	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大津守山近江八幡線	大江2丁目～大萱7丁目	4062	1.5	552	550	99.6	2	0.4	0	0.0	0	0.0
下鴨大津線	山中町～神宮町	4071	7.2	127	127	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
下鴨大津線	神宮町～松山町	4072	1.0	273	273	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大津停車場本宮線	京町4丁目～梅林2丁目	6003	0.4	52	52	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大津停車場本宮線	春日町～梅林1丁目	6002	0.7	137	124	90.5	0	0.0	13	9.5	0	0.0
石山停車場線	粟津町～唐橋町	6004	0.9	421	417	99.0	3	0.7	0	0.0	1	0.2
近江八幡大津線	大萱6丁目～瀬田2丁目	6353	2.3	285	261	91.6	24	8.4	0	0.0	0	0.0
醍醐大津線	大平2丁目～国分	6403	3.0	102	102	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大津市道幹1037	浜町～梅林1丁目	0	0.8	321	321	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大津市道幹1057	大萱～一里山2丁目	0	0.8	449	439	97.8	4	0.9	0	0.0	6	1.3
合計			24.1	3852	3675	95.4	33	0.9	42	34.31698	102	2.6

* 評価の方法

対象道路を、交通量などが概ね一定とみなされる区間に区切り、その区間内の両側50mの範囲に立地する住居系建物のうち、走行する自動車から受ける騒音レベルが環境基準を満足している建物の戸数割合を算出。

ウ 新幹線鉄道騒音・振動調査

新幹線鉄道騒音については、地域の類型ごとに環境基準が設定されています。

本市では、新幹線鉄道騒音調査を 3 地点で実施しています。平成 19 年度以降に行った調査結果は以下のとおりです。

新幹線鉄道騒音調査結果

測定年月日	測定場所(路線最寄地点の地名)	用途地域及び地域類型	東京起点の距離(km)	測定地点側の軌道の上下りの別	列車速度(km/h; 平均値)	構造物の種類			防音壁		測定結果		全測定本数 上/下
						種類	軌道面の高さ(m)	軌道の種類(バラスマットの有無)	種類	軌道面からの高さ(m)	騒音(デシベル)		
											25m	50m	
H20.04.28	蛭谷	商業Ⅱ	462.86	上り	234	橋梁	8.3m	橋梁	防音工	2.0m	75	74	10/10
H19.10.02	国分一丁目	1種住居Ⅰ	463.97	下り	235	盛土	4.6m	有道床(無)	ラムダ型	2.2m	71	65	10/10
H19.06.28	大江八丁目	工業Ⅱ	460.70	下り	239	盛土	5.5m	有道床(無)	防音壁	2.4m	76	72	7/13

環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定により、「騒音に係る環境基準」「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」等が定められています。「騒音に係る環境基準」では道路に面する地域と道路に面しない地域のそれぞれについて地域の類型及び時間の区分ごとに基準値を設定しています。

平成 10 年 9 月に騒音に係る環境基準が改正され、騒音の評価手法が騒音の中央値(LA50, T) から等

価騒音レベル($L_{Aeq, T}$)に変更されるとともに基準値が変更され、平成 11 年 4 月より施行されています。騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定については、県において告示されています。

(単位：デシベル)

環境基準の値(昼間(6:00~22:00)/夜間(22:00~6:00))				
区分 地域類型	道路に面する地域以外の地域	道路に面する地域(道路交通騒音が支配的な音源である地域)		
		幹線交通を担う道路に近接する空間 ・2車線以下:15m ・2車線超 :20m	幹線交通を担う道路に近接する空間の背後に存する建物の中高層部に位置する住居等	
AA	50以下/40以下			
A	55以下/45以下 1車線道路に面する地域を含む	60以下/55以下 (2車線以上)	70以下/65以下 屋内へ透過する騒音に係る基準 45以下/40以下	屋内へ透過する騒音に係る基準 45以下/40以下
B		65以下/60以下 (2車線以上)		
C		65以下/60以下 (1車線以上)		
除外地域				

・環境基準類型

- AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
- A:専ら住居の用に供される地域
- B:主として住居の用に供される地域
- C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- ・幹線交通を担う道路:高速道路、自動車専用道路、国道、県道、4車線以上の市道

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」は新幹線鉄道沿線地域における新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策、土地利用対策等の各種施策を総合的に推進するため、地域の類型ごとに基準値を設定しています。新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域については、県において告示されています。

新幹線鉄道の騒音の環境基準

(昭和50年7月29日環境庁告示)

地域の類型	基準値 (ピークレベルの平均値)	備考
I	70デシベル以下	Iをあてはめる地域:主として住居の用に供される地域
II	75デシベル以下	IIをあてはめる地域:商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

(2) 工場・事業場、建設作業騒音・振動に対する監視指導

ア 工場・事業場の対策

(7) 法令等による規制

騒音規制法及び振動規制法では、騒音・振動を防止することによって生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内における特定工場や特定建設作業から発生する騒音・振動について規制を行っています。

a 工場・事業場に対する規制

騒音規制法、振動規制法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例では著しい騒音や振動を発生する施設を特定施設として定め、これらの施設を設置する者には届出義務を課すとともに、敷地境界で規制基準を定め遵守義務を課しています。

騒音に係る規制基準

(単位：デシベル)

	朝	昼	夕	夜間
	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後6時	午後6時～ 午後10時	午後10時～ 翌日の午前6時
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	65	55
第4種区域	65	70	70	60

注1. 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

注2. 第2種区域、第3種区域、第4種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

振動に係る規制基準

(単位：デシベル)

区域区分	時間区分	昼間	夜間
		午前8時～午後7時	午後7時～翌日午前8時
第1種区域		60	55
第2種区域		65	60

工場・事業場に係る振動規制と騒音規制の区域区分との関係

地域	振動規制地域区分	騒音規制区域区分
住居系地域	第1種区域	第一種区域
		第二種区域
商業系・工業系地域	第2種区域	第三種区域
		第四種区域

なお、市ではこれらの法令に基づく届出及び規制に関する事業者向けパンフレットを作成し、市内事業者に配布しています。法令等に係る市内の工場・事業所数と施設数は次のとおりです。

騒音規制法に基づく特定工場等数及び施設届出状況

施設の種類の番号	施設の種類の名称	施設総数	施設の種類の番号	施設の種類の名称	施設総数
1	金属加工機械	481	7	木材加工機	118
2	空気圧縮機等	2,220	8	抄紙機	4
3	土石用破砕機等	147	9	印刷機械	107
4	織機	468	10	合成樹脂用射出成型機	91
5	建設用資材製造機	11	11	鋳造型機	0
6	穀物用製粉機	30			
					3,677

特定工場等総数

379

振動規制法に基づく特定工場等数及び施設届出状況

施設の種類	施設総数	施設の種類	施設総数
1 金属加工機械	581	6 木材加工機械	2
2 圧縮機	567	7 印刷機械	29
3 土石用破碎機等	162	8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	7
4 織機	92	9 合成樹脂用射出成型機	119
5 コンクリートブロックマシン機	0	10 鋳造型機	0
			1,559

特定工場等総数	170
----------------	------------

騒音規制法に基づく特定施設は 379 工場・事業場に設置されている 3,677 施設で、施設の種類の空気圧縮機・送風機が 2,220 台(60%)と最も多く、次いで金属加工機械となっています。

振動規制法に基づく特定施設は、170 工場・事業場に設置されている 1,559 施設で、施設の種類の圧縮機と金属加工機械で 1,148 台となり全体の 74%を占めています。

b 建設作業の対策

騒音規制法、振動規制法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業を特定建設作業として定め、届出義務を課すとともに、敷地境界での規制基準を定めています。

市では届出受付時に周辺住民への事前説明を実施することなどについても指導を行っています。

平成 21 年度における法律及び条例に基づく特定建設作業実施届出の届出状況は次のとおりです。

騒音規制法に基づく届出は、削岩機を使用する作業が最も多く振動規制法に基づく届出でも、ブレーカーを使用する作業が最も多くなっています。

市条例に基づく届出では、騒音関係作業で油圧破壊機を使用する作業及びインパクトレンチを使用する作業が大半を占め、振動関係作業は振動ローラーを使用する作業が最も多くなっています。

各種法令に基づく特定建設作業実施届出状況（平成 21 年度）

（騒音規制法）

作業の種類	件数
1 くい打機等を使用する作業	8
2 びょう打を使用する作業	0
3 削岩機を使用する作業	87
4 空気圧縮機を使用する作業	10
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6 バックホウを使用する作業	14
7 トラクターショベルを使用する作業	0
8 ブルドーザーを使用する作業	7
計	126

（振動規制法）

作業の種類	件数
1 くい打機等を使用する作業	18
2 鉄球を使用して破壊する作業	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	0
4 ブレーカーを使用する作業	50
計	68

(市条例)

	作業の種類	件数
騒音	1 インパクトレンチを使用する作業	30
	2 火薬を使用する破壊作業	0
	3 掘削機械を使用する作業	24
	4 油圧破壊機を使用する解体作業	35
	小計	89
振動	1 火薬を使用する破壊作業	1
	2 振動ローラーを使用する作業	46
	小計	47
	計	136

(3) 移動発生源対策の推進

ア 自動車交通騒音・振動対策の推進

本市は、名神高速道路、国道1号、国道161号、京滋・西大津・志賀バイパス、湖西道路等の幹線道路が通過しており、沿線住民から主に騒音の苦情や対策の要望が寄せられています。

これらのうち、自動車専用道路については防音壁の設置等の対策が行われていますが、一般国道等については抜本的な対策が難しく、早急な解決は困難な状況にあり、交通、物流対策の整備等を含めた総合的な対策が必要となっています。

なお、京滋・西大津バイパスについては、計画時に環境アセスメントが実施され、防音壁の設置等必要な対策が施され、交通・道路行政とあわせた総合的な対応が行われています。

本市においては、沿線住民より自動車騒音の苦情に対して、騒音の実態調査を実施した結果、法律に定められた基準等の超過が認められた区間があった場合は、管理者に対して防音壁の設置や路面の性状改善等の要望を行っています。

要請限度

自動車本体から発生する騒音を低減する対策として騒音規制法では「自動車騒音の大きさの許容限度」が定められています。

環境対策として同法では自動車騒音の限度を定める省令(いわゆる自動車騒音の要請限度)が定められており、測定に基づき騒音が限度を超え周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、公安委員会に交通規制の要請や道路管理者に道路構造の改善等の意見を述べることができるとされています。

また、振動規制法では、自動車本体の規制はありませんが、環境省令で道路交通振動の要請の限度が定められており、騒音と同様、測定に基づき交通規制の要請や道路構造の改善等の意見具申ができるとされています。

自動車騒音の要請限度（平成12年総理府令第15号）

（単位：デシベル）

時間の区分		区域の区分		幹線交通を担う道路に近接する区域
		1	2	
昼間	6:00～22:00	6 5	7 0	7 5
夜間	22:00～翌6:00	5 5	6 5	7 0

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

幹線交通を担う道路に近接する空間：高速道路、自動車専用道路、国道、県道、4車線以上の市道から20m（2車線以下の道路の場合は15m）の範囲

道路交通振動の要請限度（昭和51年・総理府令）

（単位：デシベル）

時間の区分		区域の区分	
		第1種区域	第2種区域
昼間	午前8時～午後7時	6 5	7 0
夜間	午後7時～翌日午前8時	6 0	6 5

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、都市計画区域外の一部
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

a 道路交通騒音定点調査

本市では、自動車交通騒音の状況を把握するために、昭和55年より主要幹線道路沿線において経年的に調査を実施しており、平成21年度も国道161号、国道1号、主要地方道伊香立浜大津線及び一般県道大津湖岸線で実施しました。

道路交通騒音調査結果

（平成21年度）

道路名	国道161号	国道1号	主要地方道 伊香立浜大津線	一般県道 大津湖岸線
調査場所	雄琴支所	環境大気常時監視 測定局逢坂局	滋賀支所	膳所浄水場
用途地域	商業地域	準工業地域	第1種住居地域	第1種住居地域
環境基準の類型	C	C	B	B
要請限度の地域区分	c	c	b	b
車線数	2	2	2	4
道路からの距離	5.9m	2.9m	4.9m	4.5m
騒音レベル(Leq) 単位(デシベル)	昼間 69 夜間 66	70 69	70 61	71 67
環境基準(Leq) 単位(デシベル)	昼間 夜間	70 65		
要請限度(Leq) 単位(デシベル)	昼間 夜間	75 70		

*この調査では面的な評価を行っていません。

*昼間6:00～22:00、夜間22:00～翌6:00

*要請限度の区域区分について a区域:専ら住居の用に供される区域
b区域:主として居住の用に供される区域
c区域:相当数の居住と併せて商業、工業等の用に供される区域

b 名神高速道路

市内の道路延長 12.1 km (トンネル部分 0.7 km を含む) のうち、騒音対策として平成 21 年 3 月末現在で防音壁が上り 6.29 km 下り 5.82 km の延べ 12.11 km 設置されています。また、平成 2 年度からは防音壁のかさあげ工事も行われています。

沿線住民からの騒音苦情に対し、本市では騒音調査等を行い、西日本高速道路株式会社に防音壁の設置、改良を要望しています。

平成 21 年度は沿線の 2 箇所において、騒音調査を実施しました。

c 京滋バイパス

国道 1 号の慢性化した渋滞の緩和を目的として、滋賀県草津市～京都府久世郡久御山町間 (約 27 km) が昭和 63 年 8 月に開通しました。本市では、バイパス周辺的环境監視を行うため、石山地区に測定局を設置し、騒音の常時監視を行っています。

石山局騒音常時監視結果 (平成 21 年度)

(単位: デシベル)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
昼間	59.9	62.3	59.5	68.9	64.6	62.4	60.1	60.6	60.3	59.5	63.3	60.8	63
夜間	55.0	55.9	55.2	55.8	55.3	55.4	56.6	56.3	55.7	55.7	55.8	56.6	56

d 西大津バイパス

西大津バイパスは昭和 56 年 10 月に藤尾 (国道 1 号)～皇子山ランプまでの一部供用が開始され、平成 7 年 2 月に坂本ランプまでの区間が、平成 8 年 4 月に坂本ランプと湖西道路を接続する高架橋が開通しました。

当道路については、既存の住宅地を通過していることもあって、沿線の住宅部分には防音壁が設置され、自動車騒音の低減が図られています。

平成 21 年度は沿線の 3 箇所において、騒音調査を実施しました。

調査箇所	測定結果 (等価騒音レベル L_{Aeq})	
	単位: デシベル	
	昼間 6:00 ~ 22:00	夜間 22:00 ~ 翌6:00
高砂町 33 地先	59	53
茶戸町 5 地先	63	58
茶戸町 7 地先	67	62

e 湖西道路

湖西道路は、国道 161 号バイパスとして、平成元年 3 月に坂本三丁目の坂本北インターから荒川の志賀インターまでの全区間 17.9 km の全線が開通しました。当初、日本道路公団が管理する一般有料道路でしたが、日本道路公団の民営化にあたり平成 17 年 8 月 1 日より国道として無料開放されました。

平成 21 年度は沿線での騒音調査は実施していません。

イ 鉄道騒音・振動対策の推進

a 新幹線

新幹線鉄道騒音については、JRにおいて、車両の改良や防音壁設置、レールの削正など音源対策が行われており、そのみでは達成が困難な場合には「新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱」に基づき

住宅(昭和 51 年 3 月 9 日以前のもの)の防音工事、防振工事や移転工事が実施されています。この要綱に基づき本市では昭和 63 年度末までに 80 デシベル(ホン)対策として 214 戸、75 デシベル(ホン)対策として 86 戸が防音工事の適用を受けました。

住民要望がある場合は騒音・振動測定を行い、環境基準等の超過が認められる区間については、防音壁の設置要望等を行っています。平成 21 年度は住民要望がなかったため、測定しておりません。

b 在来線

在来線鉄道については、新線又は大規模改良に際しての騒音対策の指針が平成 7 年 12 月に設定されています。既存の在来線についてはこの指針に入っていないが、騒音の低減に係る住民要望がある場合には騒音測定を行っています。

(4) 拡声器の使用等に関する規制・近隣騒音防止の啓発の推進

拡声器やカラオケの使用については条例においてその使用について規制等を行っています。

特に、住居系地域でのカラオケ装置の使用については、音響機器から発生する音が周辺の生活環境を損なうおそれがない場合以外は、午後 11 時から午前 6 時までの間は使用できないこととしています。

空調室外機、人の会話、ペットの鳴き声等の生活に起因する近隣騒音は、問題となる音が多種多様であること、一人ひとりが加害者にも被害者にもなりうることから、住民相互の思いやりの問題として、意識の向上による解決を目指した指導や広報紙などで啓発を図っています。

5 土壤環境の保全

土壤汚染は地下水汚染に波及する可能性が高く、人の健康や生態系への影響も懸念されるため、工場・事業場への指導強化、環境保全型農業の推進、廃棄物の適正処理などの未然防止対策を進めます。

また、土壤は微生物等の生息場所で、水質浄化などの多様な環境保全機能も有していることから、健全な土壤の保全、回復を図っていき、土壤の汚染に係る環境基準（環境基本法）を達成します。

<実施事業等>

(1) 環境保全型農業の推進

農用地の土壤をカドミウム等特定有害物質による汚染から防止するために、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」が制定されていますが、本市には汚染対策地域の指定はありません。

化学農薬や化学肥料の使用を通常の5割以下に削減する「環境こだわり農産物」の栽培への取り組みを推進しました。⁽¹⁹⁾

環境基準

平成3年8月に環境基本法第16条に基づく土壤の汚染に係る環境基準が定められました。これは、原則としてすべての土壤について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で望ましい基準を定めたものであり、土壤汚染の有無の判断基準として、また改善を講ずる際の目標基準として活用されることを目指したものです。

土壤の汚染に係る環境基準

カドミウム	0.01mg/検液1口以下 農用地1mg未満/米1kg	銅	農用地(田に限る。) 125mg未満/土壤1kg	テトラクロロエチレン	0.01mg/検液1口以下
全シアン	検出されないこと	ジクロロメタン	0.02mg/検液1口以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/検液1口以下
有機燐	検出されないこと	四塩化炭素	0.002mg/検液1口以下	チウラム	0.006mg/検液1口以下
鉛	0.01mg/検液1口以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/検液1口以下	シマジン	0.003mg/検液1口以下
六価クロム	0.05mg/検液1口以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/検液1口以下	チオベンカルブ	0.02mg/検液1口以下
砒素	0.01mg/検液1口以下 農用地(田に限る。) 15mg未満/土壤1kg	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/検液1口以下	ベンゼン	0.01mg/検液1口以下
総水銀	0.0005mg/検液1口以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/検液1口以下	セレン	0.01mg/検液1口以下
アルキル水銀	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/検液1口以下	ふっ素	0.8mg/検液1口以下
PCB	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/検液1口以下	ほう素	1mg/検液1口以下

6 廃棄物の適正処理の推進

生活から出るごみの不適切な排出や不法処理による汚水、悪臭の発生や景観の悪化などを防止するため、適正なごみの収集・運搬・処理・処分体制の整備を進めます。

一般廃棄物焼却施設などの中間処理施設や最終処分場の管理を適正に行い、ダイオキシン類等の有害化学物質の排出はもちろん、汚水や大気汚染物質等の排出を抑制します。

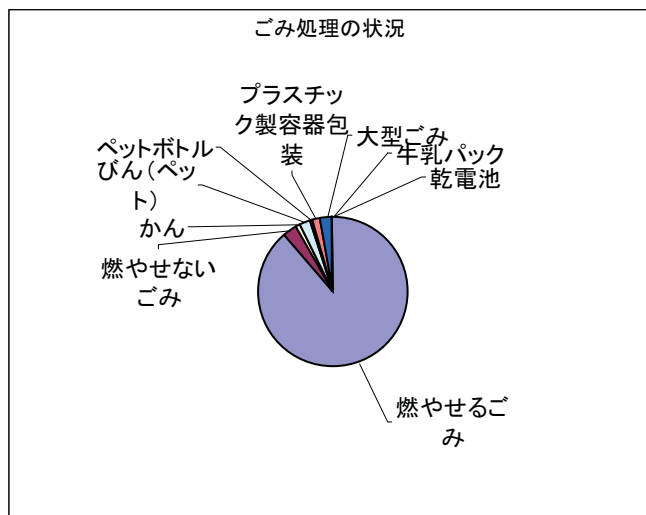
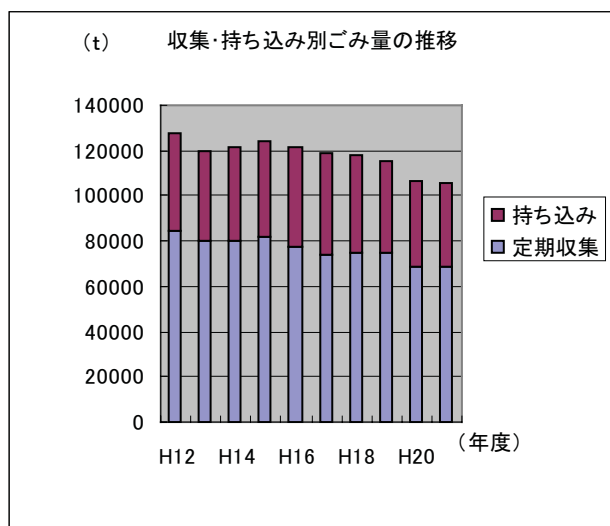
一般廃棄物のポイ捨て、不法投棄や放置自動車などの不適正処理に対して、監視・指導体制を強化するとともに、市民への啓発や関係機関と連携して対処します。

産業廃棄物の不法投棄等による生活環境の悪化を防止するため、関係機関と連携して対処します。

<現況>

本市では、ごみを「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「かん」「びん」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の6分別の定期収集、「大型ごみ」の戸別有料収集、「乾電池」「牛乳パック」の拠点収集を実施し、さらに段ボール・雑誌などの資源回収を奨励し、適正処理に努めています。

平成21年度の大津市全体のごみ量は105,507tとなり(平成20年度のごみ量から約600t(約0.5%)の減少)平成21年度は燃やせるごみが92,732tで全体の約88%を占めていました。⁽²³⁾

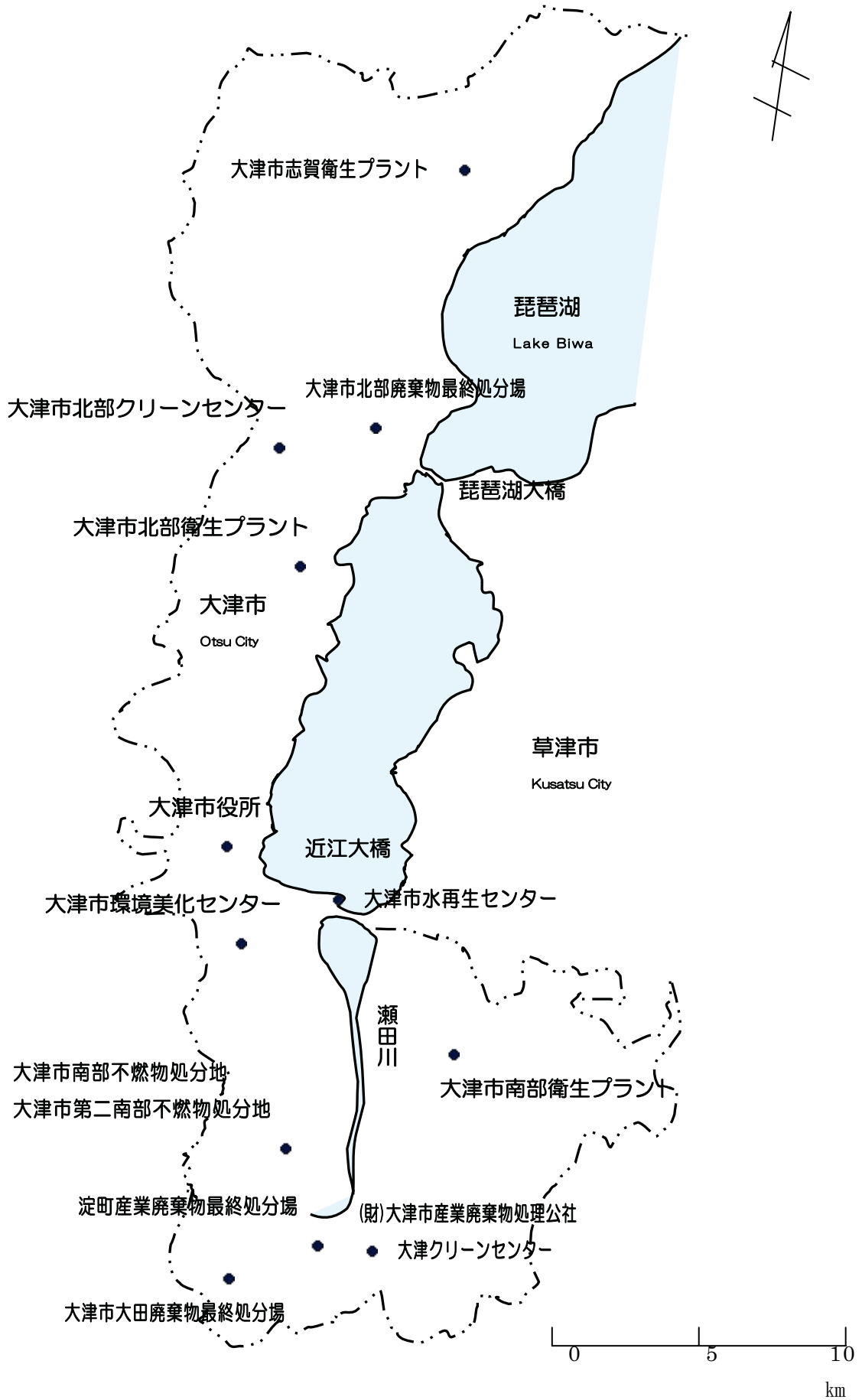


(注)各年度とも旧志賀町分を含む。

本市では、廃棄物処理施設として、大津市環境美化センター(膳所上別保町)、大津市大田廃棄物最終処分場(大石曾東町)、大津市北部クリーンセンター(伊香立北在地町)、大津市北部廃棄物最終処分場(伊香立下龍華町)等を計画的に整備してきました。

また、適正なごみ処理・リサイクルの推進に向けて、南部クリーンセンター整備推進に取り組んでいます。⁽²⁶⁾

廃棄物処理施設等の位置



ごみ処理施設等の概要

施設 の 名 称	規 模 ・ 能 力 等
大津市環境美化センター	<p><焼却施設> 型式：全連続焼却式流動床炉 能力：180 t / 日 (90 t × 2 炉)</p>
大津市大田 廃棄物最終処分場	<p>埋立期間：平成 6 年 8 月供用開始 規模等：埋立容量－225,600m³ 汚水処理：130m³ / 日 (接触ばっ気生物処理＋高度処理)</p>
大津市再資源化施設	<p><再資源化施設> 型式：ペットボトル減容機・スチール缶減容機 能力：かん類 9 t / 5h ・びん類 12 t / 5h ・ペットボトル 2.5 t / 5h</p>
大津市北部 クリーンセンター	<p><焼却施設> <粗大ごみ処理施設> 型式：全連続焼却式ストーカ炉 ①破碎設備：横型衝撃せん断式破碎機 45 t / 5h 能力：170 t / 日 (85 t × 2 炉) ②手選別設備(かん、びん、ペットボトル資源化設備) <プラスチック容器資源化施設> 金属プレス機 (かん類減容機) 6.5 t / 5h 能力：10 t / 5h ペットボトル減容機 1.3 t / 5h 平成 19 年 1 月竣工(稼動 2 月～)</p>
大津市北部 廃棄物最終処分場 (増設Ⅱ期)	<p>埋立期間：平成 13 年 4 月供用開始 規模等：埋立容量－171,000m³ 汚水処理：50m³ / 日 (接触ばっ気生物処理＋高度処理)</p>

<実施事業等>

(1) 適正な収集・運搬・処理・処分体制の整備

ア 最終処分場の延命化

平成 14 年 5 月より、埋め立てる焼却灰の一部(全体の 1/3)を計画的に大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス計画地)へ搬入し、最終処分場の延命化を図っています。(28・29)

イ ダイオキシン類対策

ダイオキシンは、有機塩素化合物の生産過程や、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成される化学物質であり、発生源は多岐にわたっています。一部の毒性の強い物質が人に対して発がん性が認められ、これによる環境汚染が大きな問題となってきました。

特に、ごみ焼却施設からの排出の割合が大きいことから、これを削減するために、平成 9 年 1 月に「ごみ処理に係るダイオキシン発生防止等ガイドライン」が示されるとともに、同年 8 月には廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則が改正されました。

その後、平成 11 年 7 月にダイオキシン類対策特別措置法が成立し、平成 12 年 1 月に施行されました。この中で、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染に関する環境基準を設定し、これに基づく排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規制など各種規制、調査、対策、計画策定等の施策が推進されています。

ダイオキシン類に係る環境基準

大 気	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質	年間平均値 1 pg-TEQ/ 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/ g 以下
(土壌の調査指針値)	250pg-TEQ/ g
水底の底質	150pg-TEQ/ g 以下

ダイオキシン類対策特別措置法における廃棄物焼却炉排出ガスに係る排出基準値

(単位 : ng-TEQ/m³N)

種 類	施設規模	新設施設基準	既設施設基準	
			H13.1 ~ H14.11	H14.12 ~
廃棄物焼却炉 (施設能力 50kg/ 時以上)	4 t / 時以上	0.1	80	1
	2 t / 時 ~ 4 t / 時	1		5
	2 t / 時未満	5		10

注 1 : 現在、大気汚染防止法で指定物質抑制基準の対象となっている廃棄物焼却炉は焼却能力 200kg/時以上

注 2 : 既に大気汚染防止法において新規施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設施設の排出基準を適用することとする。

注 3 : ダイオキシン類対策特別措置法第 20 条第 2 項に基づき、特定施設が指定された時点における既設施設については、1 年間基準の適用が猶予されている。

市ではこれらを受けていち早く施設の改良に取り組み、大津市環境美化センターについては平成 10 ~ 11 年度に、大津市北部クリーンセンターについては平成 11 ~ 12 年度に、(財)大津市産業廃棄物処理公社大津クリーンセンターについては平成 10 年度に改良工事を実施し、市内全ての施設での対策が完了しました。これにより廃棄物焼却炉からの排出ガスにおけるダイオキシン濃度は、法令に定める排出基準値をクリアすることができました。

各ごみ焼却施設排ガス中のダイオキシン濃度は、次のとおりです。

ごみ焼却施設排ガス中のダイオキシン測定結果

(単位 : ng-TEQ / m³ N)

施 設 名	平成 21 年度	備 考	排出基準
大津市環境美化センター	0.188	2 炉平均	5
大津市北部クリーンセンター	0.057	2 炉平均	5
(財)大津市産業廃棄物処理 公社大津クリーンセンター	0.21		5

(注 1) ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) にコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナー-PCB) を含めてダイオキシン類と呼び、これをこの冊子では「ダイオキシン」と呼びます。

(注 2) TEQ は「毒性等量」を意味し、毒性の程度をもとに、最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の量に換算して表したものです。

(注 3) ng (ナノグラム) は 10 億分の 1 グラムを表します。

最終処分場排水のダイオキシン調査結果（平成 21 年度）

（単位：pg-TEQ/□）

施設名	ダイオキシン濃度	排水基準
大津市大田廃棄物最終処分場	0.0038	10
大津市北部廃棄物最終処分場	(既設) 0.00025 (増設) 0.00046	(既設) 10 (増設) 10
(財) 大津市産業廃棄物処理公社 大津クリーンセンター最終処分場	0.000066	10

(注1) pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラムを表します。

ごみ焼却施設・最終処分場からの排出・排水のダイオキシン濃度は、それぞれ基準を大幅に下回っています。

(22)

ごみ焼却施設周辺土壌のダイオキシン調査結果（平成 21 年度）

（単位：pg-TEQ/g）

施設名	調査場所	ダイオキシン濃度
大津市環境美化センター	若葉台自治会館駐車場	1.30
	北大路三丁目西児童公園	1.00
	秋葉台児童公園	0.51
大津市 北部クリーンセンター	下在地町伊香立幼稚園	0.022
	生津町若宮神社	0.22
	向在地町いこいの家	3.80
	南庄町グラウンド	0.022
	下龍華町児童公園	0.020

pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラムを表します。

周辺河川及び農業用水池のダイオキシン調査結果（平成 21 年度）

（単位：pg-TEQ/□）

施設名	調査場所	ダイオキシン濃度
大津市 北部クリーンセンター	和邇川	0.074
	八反池	0.030
	重箱池	0.019
	喜登呂川	0.047
	真野川	0.074

pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラムを表します

ごみ焼却施設周辺の土壌及び河川、農業用水池のダイオキシン濃度は、土壌の環境基準(1,000pg-TEQ/g)、水質の環境基準(1 pg-TEQ/□)をそれぞれ大幅に下回っています。(22)

ウ し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業者等についての合理化計画

公共下水道の普及に伴うし尿及び浄化槽汚泥処理量の減少、収集効率の低下等に対応する「し尿及び浄化槽汚泥処理体制」を確立し、業者の業務の安定を保持するとともに廃棄物の適正な処理を行うため、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、平成 18 年度から平成 29 年度までの間、志賀地域合理化事業計画に基づく施策を実施しています。(23)

(2) 廃棄物の不適正処理の監視・指導體制の強化

ア 不法投棄対策の推進

職員による監視パトロールを強化し、不法投棄の未然防止と早期発見に努めています。また、現職や OB の警察官を課の職員とし、一般行政職員との協力体制を確立しました。不法投棄を発見した場合は、迅速に調査し、早期に行為者及び排出者を追求し、是正・指導を行うようにしています。さらに、平成 22 年度からは、15 学区の不法投棄等監視員を選任し、投棄情報の早期収集と迅速で適切な処理を図っています。⁽²⁵⁾

不適正処理による一般廃棄物の状況（件）

年度	報告件数	不法投棄	野外焼却
19	1,312	1,218	94
20	1,115	988	127
21	708	593	115

(3) 産業廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業及び施設設置に関する許可等を行っています。平成 21 年度は、収集運搬業で許可 417 件・届出 840 件、処分業許可で許可 4 件・届出 7 件、処理施設で届出 7 件、行政処分で許可取消 21 件・不許可 1 件を行いました。また、産業廃棄物処理施設等に定期的に立入検査等を実施し、適正処理の確保のため、必要に応じた指導等を行いました。⁽²⁴⁾

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づき「燃えがら」「汚泥」「建築廃材」等 20 種類が定められており、その排出者が自らの責任において適切に処理しなければならないとされています。排出事業者は産業廃棄物の処理を他者に委託することもできますが、委託に際しては委託基準に従い、許可業者に委託しなければなりません。また、産業廃棄物の不適正処理等の防止対策については、警察との合同パトロールや廃棄物不法投棄等監視員の選任などによる早期発見、被害の拡大防止と投棄者の特定、是正指導、適正処理の推進を図りました。さらには、平日の定期パトロールに加え、委託による休日及び早朝・夜間のパトロールも実施しています。

なお、本市においては生活環境の保全と中小企業など産業の健全な発展を図ることを目的として、(財)大津市産業廃棄物処理公社を設立し、産業廃棄物の公共関与による適正処理を行っています。

大津市産業廃棄物処理公社の施設概要

施設の名称	規模・能力等
大津クリーンセンター	<焼却処理施設> 型式：連続焼却式ストーカ炉 能力：75 t / 日
	<破砕処理施設> 型式：横型回転式 能力：25 t / 5 時間
最終処分場（淀町）	埋立期間：平成 6 年 8 月供用開始 規模等：埋立容量 - 340,300m ³ 汚水処理：380m ³ / 日（接触ばっ気生物処理 + 高度処理）

(4) 下水道汚泥の処理

水再生センターにおける下水処理に伴って発生する汚泥の減量化と適正な処理処分を行うため、汚泥焼却施設を設置し、昭和 60 年に運転を開始しました。その後、平成 10 年に施設を増設し、平成 21 年度実績では年間約 12,900tの脱水汚泥を焼却処理しています。⁽⁵³⁾

7 その他の生活環境の保全

電波障害や日照障害の防止を推進します。

通風、採光などが確保されたゆとりのある都市環境づくりのために、適正な土地利用、建築物の配置の誘導を進めます。

<現況>

生活環境の保全と増進に関する条例では、典型7公害の他に日照障害、電波障害等を公害の範疇に入れるとともに、平成元年7月には「大津市特定旅館建築規制条例」を制定し、市民が日常生活を営む上での快適な生活環境の保全及び健全な教育文化環境の育成並びに調和のある景観の保全を図っています。

<実施事業等>

(1) 日照障害の防止

ア 法令等による規制

大都市周辺において高層マンション等の建築による日照権をめぐる紛争が生じ、大きな社会問題となりました。

昭和52年建築基準法の改正により取り入れられた日影規制は、法に定める区分内で、地域の実情に応じた値で日影時間の区分を条例で定めることとなり、昭和53年7月、滋賀県条例が定められましたが、現在では平成12年3月に定められた大津市の条例により規制が行われています。

イ 市の制度

本市では、昭和49年に定めた中高層建築物指導要綱を昭和53年に改正しました。

一方、生活環境条例においても建築物だけでなく、鉄道、道路等の構築物による日照障害を排除するため日照の目標値を定めていましたが、これらの統一を図るため昭和59年4月から中高層建築物を生活環境条例の事前協議対象事業に加えるとともに、手続きを明確にし、基準を法に適合させる形で整合を図りました。

日照阻害対策の検討により紛争の発生を防ぐため、一定規模以上の建築物の建築にあたっては事前協議を義務づけています。平成21年度中高層建築物事前協議届出受付件数は14件でした。⁽³⁷⁾

中高層建築物の事前協議対象となる建築物と規制

用途地域	適用区域等	事前協議の対象となる建築物の高さ	事前協議の対象となる建築物の階数
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第一種高度地区を除く地域	高さが 10m を超えるもの	4 階以上
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域			
近隣商業地域			
準工業地域	全域	高さが 15m を超えるもの	6 階以上
商業地域			
工業地域			
市街化調整区域			

(2) 電波障害の防止

テレビ用電波は、超短波、極超短波であるため直線性があり、ビルの影になる部分は電波強度が減少（シャドウ）するため、また正面側は電波の反射による二重映像（ゴースト）による電波障害が発生します。

本市では中高層建築物の事前協議により事前調査を行い、障害が発生するおそれがある場合には双方で協議し、解決するよう指導しています。

(3) 大津市特定旅館建築規制条例に基づく届出状況

旅館業法に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業の用に供する建築物の新築、増築、改築等を行うときは、建築基準法に基づく確認申請提出以前に、大津市特定旅館建築規制条例に基づく計画届出書を提出し、同条例による判定通知書の交付を受けることが必要となっています。

この条例も生活環境条例と同じく、紛争等を未然に防止する目的や事業内容等を周知する意味からも事前公開制度を採用しています。

なお、この条例では、市域の大部分を特定旅館禁止区域に指定しています。⁽²²⁾

大津市特定旅館建築規制条例に基づく届出状況

(件)

年度	新築	改築	増築	大規模の模様替え	用途変更	計
平成 元	2	0	1	0	0	3
2	1	0	2	0	0	3
3	2	0	6	0	0	8
4	2	3	2	0	1	8
5	0	0	1	1	0	2
6	0	0	1	0	0	1
7	0	0	1	0	0	1
8	4	1	0	1	0	6
9	2	1	0	0	0	3
10	0	0	2	0	0	2
11	3	0	1	0	0	4
12	0	0	1	0	0	1
13	0	0	0	0	0	0
14	1	0	1	0	0	2
15	0	0	0	0	0	0
16	0	0	2	0	0	2
17	0	0	1	0	0	1
18	0	0	1	0	0	1
19	1	0	0	0	0	1
20	0	1	0	0	1	2
21	0	0	1	0	0	1
計	18	6	24	2	2	52

(注)平成17年度までは、旧志賀町分を含まない。【条例の制定なし】